

平成27年6月定例会会議録

平成27年豊郷町議会6月定例会は、平成27年6月9日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	高 橋 彰
2 番	前 田 広 幸
3 番	西 山 勝
4 番	北 川 和 利
5 番	西 澤 博 一
6 番	鈴 木 勉 市
7 番	西 澤 清 正
8 番	西 村 雄 三
9 番	佐々木 康 雄
10 番	河 合 勇
11 番	今 村 恵美子

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
副 町 長	村 西 康 弘
教 育 長	横 井 保 夫
総 務 企 画 課 長	村 田 忠 彦
税 務 課 長	山 口 昌 和
保 健 福 祉 課 長	神 辺 功
医 療 保 険 課 長	北 川 貢 次
住 民 生 活 課 長	上 田 文 夫
会 計 管 理 者	森 明 美
人 権 政 策 課 長	小 川 光 治
地 域 整 備 課 長	夏 原 一 郎
地域整備課長(上下水道担当)	藤 野 弥

産 業 振 興 課 長	土 田 祐 司
教 育 次 長	岩 崎 郁 子
社 会 教 育 課 長	浅 居 浩

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長	角 田 清 武
書 記	寺 田 理 恵

5、提案された議案は次のとおり

一般質問

佐々木議長 皆さん、おはようございます。6月定例会を再開いたします。  
ただいまの出席議員は11名で、会議開会定足数に達しております。よって、  
本日の会議は成立いたしました。  
本日の会議を開きます。  
(午前9時00分)  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。  
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、西澤博一君、6  
番、鈴木勉市君を指名いたします。  
日程第2、一般質問を行います。  
執行部に要望いたします。答弁は率直にして明確にお願いいたします。また、  
質問者は会議規則第54条、第61条を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力の  
ほどお願いいたします。なお、特に申し上げておきたいことは、発言通知書  
に記載された内容以外の、許可をしていない発言をされますと、地方自治法  
第129条を適用しなければならないこととなりますので、十分注意して質問  
を行うようよろしくお願いいたします。また、質問する時間は1人30分です  
ので、議員の皆さんはご協力のほどよろしくお願いいたします。  
それでは、河合勇君の質問を許します。

河合議員 議長。

佐々木議長 河合勇君。

河合議員 おはようございます。早朝から一番ということで緊張しております。  
教育委員長にお尋ねいたします。通学合宿についてでございます。  
豊小と日栄小学校の5・6年生の児童を対象に参加募集をしています募集に  
ついて今まで何ら苦情等なかったのか。またこの制度はいつごろから始まり、  
これからも続けていくのかをご答弁していただきたい。

社会教育課長 議長。

佐々木議長 浅居社会教育課長。

社会教育課長 改めまして、皆さん、おはようございます。よろしく申し上げます。10番、  
河合議員のご質疑にお答え申し上げたいと思います。

この事業で過去5年間の状況を調べましたが、苦情はありませんでした。し  
かし、今年には過去に例がないほど申込者が殺到され、朝7時過ぎには申し込み  
定員を越す、最終的には20名の定員に対しまして42名の方が並ばれました。  
普段にない窓口の対応の不備、また定員に漏れた方からの苦情や残念さを訴え  
る声、まことに申しわけないことをいたしまして、改めて保護者の皆さんには

お詫び申し上げたいと思います。この貴重なご意見を真摯に受けとめ反省をする中で、職員の中で協議をし、教育委員会事務局、教育委員、学校長、社会教育委員、ボランティアの代表の方、青少年育成町民会議の理事など関係者の全ての皆様のご協議を賜り、まずは参加したいという子供の思いを大切にさせていただきたいということを第一にして、9月に2回目の開催を実施する予定です。なお、選考は抽選で行いたいと思っております。

次に、この事業は当時の県の指示に基づき、当町において平成18年7月に始まりました。その後、少子高齢化が進むと地域の地縁関係が見直され、地域の子供は地域で育てるという方針を県が示しました。このことから、青少年育成事業の一環である通学合宿は、共同生活で生活する技能や自立心を高め、親や家族、仲間を大切にすることと気づく機会の提供ができる唯一のものとして、また、地域の大人と顔見知りになり、地域ぐるみで子育てをするという目的を持っておりますので、今後も現状の体制で事業を実施したいと考えております。

以上です。

佐々木議長 再質問ありませんか。

河合議員 議長。

佐々木議長 河合君。

河合議員 それでは、再質問をいたします。

課長、長々と答弁ありがとうございます。これから言うことをしっかり聞いていただいて。今、冒頭に5年間、何ら苦情もないと、去年、今年はあるに違いない。今年確実に私が電話を入れましたから。それは苦情と違いますか。あなたの苦情はどこまでが苦情ですか。しっかり聞いてください。

課長は、この応募に対しての内容はよくご存じで把握されていると私は思っております。一応、パンフがありますので、パンフの中身を読ませていただきます。よく聞いてください。

まず、参加対象は豊郷、日栄小学校の5年生、6年生の児童。合宿期間は平成27年6月11日ということは、もう来週ですね。始まって、13日の土曜日までで終了、2泊3日の予定で開催されるということですね。申し込み期間が、平成27年4月20日の月曜から24日の金曜日の8時半から5時半までと時間も明記されております。

ただ、私はここで再質問して聞きたいのは、この申込日の4月20日の早朝にもかかわらず、お子さんをやらせてあげたいと保護者の気持ちから順番を取りに行ったと、ある保護者の方が。昨年も行ったと。今年は、行ったら四、五

人しか並んでおられなかったと。だから、私は今年に行けると思って順番を待っていましたと。にもかかわらず、自分の前の保護者で、これで終わりですと言われましたと。その原因は何だと思えますか、課長。ご存じですよ、あなたは。4人並んで、5人目なら何人目ですか、受け付け。5人目と違いますか。それで定員の20人に達しますか。そういうような思いの保護者の方が帰ってこられまして、私にご一報がありました。

私も一方的な話を聞くことになるので、すぐに担当課の方に電話を入れて確認をいたしました。ところで、担当課の方が出られまして、かわったのは課長、あなたです。覚えていますよね。電話の内容は、ここで言うてると私も時間がないので、内容の中身まではちょっとかじって言いますけども、あなた、保護者がこういうことで、こんな電話がありましたと。それは本当ですかと尋ねましたが、むにゃむにゃと言って、私はちょっと聞きづらくて、現実にそうだったんだと思いますね。その方が5人目でアウトなんやから。中身わかっていますよね、2回言いますけど。あなた、首かしげているけど、あなた、担当の課長ですよ。パンフレットにしっかり書いてあるんやから。その上で保護者の方が行って、子供さんを行かせるために去年も今年も行っとなんやから、申し込み。そのときに、なぜかと聞いたら、1人の方が5人分、まとめて持っている。だから、4人で20人で、当たり前で定員オーバーですわ、5人目は。そんなばかげた話がありますか。お子さんを行かせたい親御さんが、仕事も行かなあかんの、わざわざ朝早うから並んで順番取りに行っていると。子供を行かせたいけども、その時間には受け付けに行けないという方もおられますよ、逆に。あなた、私にどう言いましたか、電話で。応募方法は1人とも書いていませんと言いましたやろ。どういう意味ですか。あなたの1人というのは。だから、逆に言うたら、極端に言うたら、1人で20人分持っていったら、それで終わりですがな、1人で5名を認めるなら。あなた、パンフよう読んでみてください。括弧書きでどう書いてますか。先着順と書いてあるのと違いますか。あなたの先着順はどういう意味ですか。1人しか書いていないという意味ですか、これは。私は、先着順は、他人よりか、人よりか早く来て並んだ順番やと私は解釈しますが、あなたはどう思いますか。間違っていますか。それを認めているから、毎年、毎年、少人数の受け付け申し込みで終わっているのではないんですか。それを5年間も、ずうずうしく何もないと。そんなばかげた話があるわけがない。現実、私は今年保護者にかわって電話しとなんやから。これは、豊郷小学校と日栄小学校の交流の場をもって、学校教育の一環でやっとなんやからと違いますか。だから、ここに書いてあるパンフが悪い。各小学校5名

ずつを一枠として設けると書いてますわな。これが悪い、これが。

なぜ悪いかわかりますか。先着順の、あなたと私の解釈が違うんやから、これの意味もあなたと私と違うやろ。5年生と6年生を対象に5人の枠を設けますと。おそらく1人で5人分を集めた保護者の方は、6年生なら6年生の保護者の方が自分の仲がいいお子さんを一括にまとめて、うちの子供とあなたの子供で行かせましょうかという話をして持ってきていると思いますわ。これでは、交流にも何にもならない。交流という意味は、豊郷小学校、日栄小学校とうとうてるんやから、5年生、6年生、豊小、日栄小交えての5人枠でつくったらどうですか。それが交流の場と違いますか。毎日同じ学校で勉強机並べて学んでいる方が、親から離れての学習体験として、同じ顔ぶれで同じことしとったら一緒ですわ。それは、何の交流にもならないと私は思っていますけども、課長、どうですか。

それと、5年生と6年生を対象にうとうてやっていますけども、今まで5年生と6年生の割合はどうでしたか、この定員に対して。それで、女のお子さんも入られておられましたか。男女の割合も教えてください。

今後、これを続けるということですので、課長はこの制度はあるのにもかかわらず、そういうような曲がった方法で申込受け付けをやっていくんですか。改善するんですか、しないんですか。それは、子供さんを行かせたい、ほんまの親御さんからの電話でした。私は、去年もこういうことでちょっと腑に落ちませんと。それにもかかわらず、もう1回言いますよ。私の目の前で打ち切られましたと。課長はさっきどう言いましたか。応募は多数ありましたと。何人ですか、応募は。はっきり言ってください、人数を。定員が20名とうとうてますけども、20人少しオーバーしてもできないんですか、この事業は。今先ほど、私が言いましたように、行かせたくても仕事の事情で受け付けには行けない、そのために3日間という申し込み期限を設けているのではないですか。その期間中、申し込みの箱でも置いて、そこに入れてもらって、オーバーしたら、保護者同士で抽選でもしたらどうですか、説明をして。そういうような改善をする気はあるのか、ないのか。行かせたくても行かせられない家庭事情で、子供が行きたいけども、申し込みに行けんと、そういう方にもやっぱりオープンにするために3日間があると、私は思いますのでね。そのような実行をしてはいかがですか。

それと、もう1回言いますよ。応募多数というのは何人でしたか。何人で、何名で打ち切ったんですか。それを教えてください。

社会教育課長 議長。

佐々木議長 浅居社会教育課長。

社会教育課長 河合議員の再質疑にお答え申し上げたいと思います。

応募多数ということですが、定員が20名に對しまして、42名の方が並んでいただきました。それと、5名で打ち切られたとおっしゃいましたけれども、後で調べましたところ、1名が3人分、2名の方が1名ずつということで、3名の方で5名分を持ってきたということです。

それと、男女別、学校別の参加現状です。過去の状況、さかのぼって5年間と申し上げたつもりでしたけれども、平成22年から申し述べます。参加人数は11名、豊小が8、日栄小が女の子が3。23年度、参加者が15名、豊小が男2、女4、日栄小が男4、女5。24年度、16名です。男が1、女が10、日栄小学校、男が1、女が4。25年度です。16人。豊郷小学校、男が4、女が12、日栄小はゼロ。平成26年です。17名が合計、豊郷小学校が男が4名、女が7名、日栄小学校、男ゼロ、女が6という状況です。

改善をするのかしないのかという、抽選の形ですけども、改善を行いまして仰せいただきましたとおり、抽選で期間を設けた間に投函していただいて、後ほど抽選をするというような方法がよいのかと思います。今年に限ってということではないんですけれども、9月の中旬ですけども、第2回目を開催するというので、今、取り組んでおります。

以上です。

佐々木議長 河合君、再々質問。

河合議員 はい。

佐々木議長 河合君。

河合議員 課長、中身はよくわかりました。ただ、定員に對しての先着順という、これを遵守してもらって、やっぱり1人1名。今までの聞くと、やっぱり1人の方が2名、3名というような多数応募をされているのを、暗黙の了解か知りませんが、それを受け入れている側としても、私はどうかかと。この先着順が守られてへんのと違いますか。今、言うたように、やっぱり行かせたい子は行かせたいけども、行かれへんと。今、言うように、やっぱり応募多数ということは、この制度は人気があるんですね、子供さんにも親御さんにも。自分の子供に体験させたいと、子供も、僕も私も体験したいという、お互いの意思が通じて、やっぱり子供さんも勝手に行っているのと違うし、親御さんも強引に行かすのと違うし。やっぱりその意思を十分に酌んでね、私は、定員20人であれ30人であれ、もう少し枠を、ゆとりができるような定数を設けてあげたらどうだろうかというようなことを思いますけども、課長はどうですか。そ

それはそれで、学校との兼ね合いが大変でしょうね、平日やから。そこも、お互いに教育委員会とも話をして、できる限り1人でも多くの参加をね。必ず公平な、やっぱり抽選をしてもらって、それをしてもらって、もうだめならだめでしゃあない、これは。これは文句のつけようがないんやで、そのように実施していただければありがたいと思います。

また、先ほどの人数のコピーを1部下さい。もう答弁は結構です。

佐々木議長 それでは、続いて北川和利君の一般質問を許します。

北川議員 議長。

佐々木議長 北川和利君。

北川議員 それでは、2番目に私、北川が一般質問させていただきます。

町長にお尋ねします。第6期介護保険の運用についてということでお尋ねします。

平成27年3月定例議会において、今年度からの介護保険料が6,000円から5,200円に修正議決されました。第6期が始まり、今年度また、今後、介護保険事業の運営に影響はないのか、答弁を求めます。

医療保険課長 議長。

佐々木議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 皆さん、おはようございます。北川議員のご質問にお答えしたいと思います。

第6期における保険料につきましては、介護保険法第129条第3項の規定のとおり、保険料率は町介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込み量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額、また県からの借入金の償還に要する費用の予定額、並びに地域支援事業及び保健福祉事業に要する費用の予定額、第1号被保険者の所得の分布状況及びその見通し並びに国庫負担の額等に照らし、おおむね3年を通じて財政の均衡を保つことができるものでなければならないと定められており、今年度に入りましても、26年度よりさらに高い請求額を示しているところであり、今回、修正により減額された保険料800円の差額で請求額を算定しますと、月額で620万円程度の不足になり差が生じることが推計されます。そのようなことから、第6期の運営及び第7期への影響を大変憂慮しておるところでございます。

以上でございます。

佐々木議長 再質問。

北川議員 議長。

佐々木議長 北川君。

北川議員 それでは、再質問させていただきます。



我々が3年前に第5期の介護保険料4,980円を4,680円に減額修正をしました。その結果、基金の取り崩しが約1,800万円だったと思います。借り入れが約760万円ぐらいだったとっておりますが、今回の修正でどれだけの影響が出るのか。考えると、私も還暦を迎えて、不安でなりません。影響はどのような程度があるのか、答弁を求めます。

医療保険課長 議長。

佐々木議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは、再質問にお答えをしたいと思います。

第5期における基金の取り崩し額は1,861万8,000円でございます。また、県の財政調整基金からの借入金759万3,000円、合わせまして2,621万1,000円の影響が出たと考えておるところでございます。

今回、第6期においての基金の保有状況は0でございます。今年度の影響額といたしましては、財源不足分の専決の補正をいたしました緊急措置繰り入れにつきましては、772万2,000円、また、今回補正をしております財政安定化基金貸付金1,464万8,000円、ほかで約2,300万程度の影響が出ると考えておるところでございます。

以上でございます。

佐々木議長 再々質問、北川君。

北川議員 議長。

佐々木議長 北川君。

北川議員 それでは、再々質問。これで質問は3回目なので。

その不安要素になる影響については、どのように対処されるお考えでおりますか。再度、お尋ねします。

医療保険課長 議長。

佐々木議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは、再々質問にお答えしたいと思います。

本来であれば、保険料で賄えない部分につきましては、借り入れということになってまいります。県からの借り入れにつきましては基準がございまして、その範囲で賄うということになりますけれども、それには前提といたしまして、介護保険事業計画に基づいた事業を進めるということになってまいります。県は安易に借り入れについて了承するわけではございませんので、今後の対応につきましては、あらゆる角度から慎重に検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

佐々木議長 次、認知症予防対策についての質問。

北川議員 議長。

佐々木議長 北川君。

北川議員 それでは、認知症予防対策についてお尋ねします。

昨年9月議会、12月議会で質問をしました認知症予防対策について、現在どのような取り組みをされているのか。お考えを答弁願います。

医療保険課長 議長。

佐々木議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは、北川議員の認知症予防対策についてお答えをいたします。

認知症予防対策の現状といたしましては今年4月に65歳以上の方々に認知症早期発見ポスターというポスターを配布させていただきました。いま一度、物忘れや日常生活での気になることはないのかご確認をいただいております。だと考えております。

その中で、少しでも気になることがあれば、ご相談をいただきたいという旨を記載させていただきまして、早期発見につながればと考えておるところでございます。また、その際、65歳から74歳までの方には基本チェックリスト、認知症チェックリストも配付させていただきまして、気になるようなことがあれば個別に相談をさせていただきたいと考えております。

また、今年度、認知症サポーター養成講座やキャラバンメイト養成研修を引き続き実施するとともに、認知症初期集中支援チームを設置し、早期対応を行うことにより認知症の重度化を予防し、また、医療、介護、福祉の専門職が認知症の人や家族にチームでかかわり、自立した生活ができるような仕組みづくりに向けて検討しておるところでございます。

以上でございます。

佐々木議長 再々質問ありますか。

北川議員 議長。

佐々木議長 北川君。

北川議員 それでは、再々質問というよりも、今、これは議会でなかってもよかろうかと思っておりましたけれども、現在、認知症の、1年、1年ごとにどのぐらいのペースで人数が増えておるかという資料があれば、今、答弁しなくてもいいので、後でまた資料があればほしいと思っておりますので、よろしく願います。あとは、答弁よろしいです。

佐々木議長 それでは、3番目の質問に移りたいと思います。

北川議員 議長。

佐々木議長 北川君。

北川議員 それでは、町長にお尋ねします。灌漑揚水場の観光資源としての活用についてということでお尋ねします。

町内には、日本で最初の蒸気機関動力ポンプによる灌漑揚水場である龍ヶ池や砂山池があるが、観光分野での積極的なPRはされておられません。そこで、案内看板や見学用のスペースを設け、観光資源として積極的に活用してはどうか。答弁を求めます。

産業振興課長 議長。

佐々木議長 土田産業振興課長。

産業振興課長 それでは、4番、北川議員の灌漑揚水場の観光資源としての活用についてというご質問についてお答えいたします。

龍ヶ池及び砂山池の両池の揚水場につきましては、現存している龍ヶ池のポンプの100周年に当たります平成22年に復元改修し、また除幕式を行いまして、両池の紹介やその歴史的経緯をパネルにしまして、小学校の旧校舎群で展示を行っているところでございます。今まで、その展示物を見ていただいた方から、何度か問い合わせや見学の申し込みがありまして、その都度、各字の水利組合長様に依頼しまして、見学させてほしいということで見学をしていただいております。

今後、案内看板や見学用のスペースとのご提案ですが、今ほど申し上げましたように、所有は各字の水利組合でありまして、現在も現役の施設でありまして、現地は深い池でございますので、万一の転落事故等が発生しても集落にご迷惑をかけるということが想定されますので、現在の小学校にありますポンプの展示を続けまして、またその後、字の意向やニーズも踏まえつつ活用してまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解のほど申し上げます。

以上でございます。

佐々木議長 再質問ありますか。

北川議員 はい。

佐々木議長 北川君。

北川議員 再質問させていただきます。観光資源でいつも豊郷の町が力を入れてやっておるとするのは、議会でも出ております。日本で最初にできた蒸気機関動力ポンプによる水資源が、こんなすばらしいものが豊郷に2カ所もあるということで、やはりスポットでもっとPRをしてよ、確かに課長がおっしゃられたように、各字、自治会の所有になっており、また水利組合云々どうこうあろうかと思いますが、今度、四十九院のあそこが工事にかかりますわね。そんな中で、

外から、どういう形にこういうのができてんねんというようなスポット的なもんが1カ所でも、やはり観光として見ていただくのが、日本で3番とか4番というんやったら、またこれはあれかもわかりませんが、何せ1番というのが。ましてそれが、この豊郷の町に2カ所もあるということ、こんなすばらしいことはないと思うんです。やはり、もっと世間に、よりもっとPRをして、そういうのがこの時代にあったんやなというのを、まして、豊郷にすばらしいのが2つもあるやないけということをPRする方法もあると思うんですわ。だから、それに対して自治会云々、どうのこうのというのは確かにわかる。わからんこともない。しかし、行政がのり込んでやっていったら、それは可能性とかじゃなくて、できると思う。やはりもっと、そのときは今現在、豊郷小学校旧校舎群でもそうですやろ。観光バスで来たり、見学しに来ている人がたくさんおられる。だから、そういうような人たちにもそういうのを、豊郷の観光の一環として、日本で初めてなんやというのを売り物でいったら、また観光の幅が広がられると思う。ですので、課長、もっとそこら辺を重視して、どういうお考えでおられるのか、もう一度お尋ねします。

産業振興課長 議長。

佐々木議長 土田産業振興課長。

産業振興課長 それでは、北川議員の再質問にお答えいたします。

今、議員おっしゃいましたように、日本でも有数の歴史的な施設であることは十分承知しておりまして、今後とも地元とも協議しまして、町のPRをしていく方向で見出していけないかなという思いをしております。

以上でございます。

佐々木議長 再々質問ありますか。

北川議員 はい。

佐々木議長 北川君。

北川議員 先ほどお尋ねした課長の件で、町長にも答弁をちょっとお願いしたいと思うんですけど。どういうお考えでおるか。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 町長。

伊藤町長 4番議員さんの一般質問にお答えします。

確かに日本では初めての揚水ポンプであります。これは、全国の土改連の滋賀県大会のときに、あのポンプを展示して全国の人々に見てもらったという経緯もございます。それと、水利というような近畿地整の出している雑誌にも、砂山池、龍ヶ池とも紹介されております。現在は、あのような形で展示してお

ります。地元の皆さんの意向も徐々に盛り上がってきているようにも思いますので、そこらはやっぱり地元の皆さん方と協議しながら、どういう形がいいのか、今後、検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

佐々木議長 北川君、再々質問よろしいか。

北川議員 はい。

佐々木議長 それでは、鈴木勉市君の一般質問を許します。鈴木さんののは6つありますので、順番に1、2、3、4、5、6という順番でしますので、番号をつけますので、もし飛ぶときがあったら番号で言うてくださったらどうかなと思いますので、よろしいか。その方がかえってわかりにくいですか。

鈴木議員 いえいえ。

佐々木議長 よろしいですか。

鈴木議員 結構です。

佐々木議長 では、鈴木君。

鈴木議員 おはようございます。一般質問いたします。

まず、第3期伊藤町政の基本政策について問います。4月の町長選挙の結果、伊藤町政が継続される結果となりましたが、今後4年間、どのような事業をどのように行うのか、第3期伊藤町政の基本政策を具体的に明らかにされたい。

2点目。役場庁舎改修の進め方について問います。役場庁舎の改修について、議会ごとに取り上げ議論をしてまいりました。3月議会では、具体的な提案も行いましたが、提案に対する回答がありませんでしたので、改めて明確な回答を求めます。

まず、旧館の総合的判断資料の作成、2階建て庁舎の建設などを提案いたしました。検討をされるのかどうか。

2点目。専門家を交えた検討会を最低でも設置してはどうかと提案をいたしました。これも設置されるのかどうか回答を求めます。

最後に、今後のスケジュールについて明らかにしていただきたいと思います。

3つ目。改良住宅譲渡事業を迅速に進めることを求めます。豊郷町議会は、平成25年9月議会において、豊郷町行政が一体となって改良住宅譲渡の早期実現を図ることを求める決議を全員一致で決議をいたしました。以後、行政において、改良住宅譲渡の早期実現を図る取り組みが行われてまいりましたが、まず1つ、直近の取り組みの状況、団地別分離可否別の譲渡承諾件数、入居者の声などを明らかにされたい。

2つ目。耐用年数が近づいておりますが、団地別に耐用年数が切れる時期を明らかにされたい。

4点目。引き続き平和への取り組みを求めます。昨年の9月議会で、私は住民や行政が一体となって平和な世界を築くための取り組みを具体化してはどうかと提案をいたしました。9月の隣保館フェスティバルではひろしま、ナガサキ展が、12月の人権週間には役場ロビーで杉原千畝展が開かれ、多くの町民が鑑賞されたことに敬意を表する次第です。

さて、今年には戦後70年の節目の年でもあり、さらなる平和への取り組みを求めますが、見解を明らかにしていただきたい。

5点目。豊郷町スポーツ推進計画の具体化について問います。本年4月に豊郷町スポーツ推進計画が策定され、各戸に配付されましたが、次の点について明らかにされたい。

1つ。豊郷町スポーツ推進計画検討委員会の開催状況、協議事項、会議録の提出をしていただきたい。

2つ目。この推進計画をどう具体化するのか明らかにしていただきたい。

最後、6点目。日栄小学校の教室不足解消への取り組みの具体化を求めます。日栄小学校の教室が不足することが明らかになっていますが、問題解消に向けた取り組みを早急に具体化することを求めますが、その計画を明らかにされたい。

以上です。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 町長。

伊藤町長 それでは、鈴木勉市議員の一般質問にお答えいたします。

3期目伊藤町政の基本政策を問うの点であります。6月5日の本会議の冒頭で私の3期目に当たっての思いの一端を述べさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

そして、2点目の役場庁舎改修の進め方を問うということでございます。たびたびご質問いただいておりますとおりでございますが、役場庁舎の改修については、今日まで本議会並びに議会全員協議会のたびたびご説明をさせていただきました。その結論の中で、議員の皆様から最終的な町の考え方を求められ、D案での方向を示させていただきました。それで実施設計に入りました。議会にかけ、行政懇談会でも説明をしていきましたので、旧館を使うとなれば、3月議会において鈴木議員にお答えしましたように、最終的に議員の皆さんの中で議論をしていただいて、D案でいくのか、それとも旧館を残して生かしていくのか、私は結論を出していただきたいとお答えしたとおりでございますので、よろしく願いいたします。

人権政策課長 議長。

佐々木議長 小川人権政策課長。

人権政策課長 皆さん、おはようございます。それでは、3番目の改良住宅譲渡事業を迅速に進めることについてという鈴木議員からのご質疑にお答えいたします。

12月25日付で改良住宅の譲渡についてのチラシを配布いたしました。本格的に戸別訪問を開始させていただきましたところ、最初は行政不信等もあり、こちらの説明をすんなり受け入れてもらえる状況ではありませんでしたが、入居者の皆さんの生活実態や住まいの状況などを事細かにお聞きしながら、粘り強く丁寧に譲渡の内容についてご説明させていただく中で、徐々に入居者の皆さんの理解が進み、要望書の提出に至ったところでございます。

今日までの状況につきましては、分離できるタイプでは高野瀬団地35戸、向台団地3戸、長池団地1戸の合計39戸の入居者から譲渡要望書に署名、捺印していただいております。また、分離できないタイプにつきましては、高野瀬団地3戸、長池団地4戸の合計7戸の入居者から要望書をいただいているところでございます。なお、分離できないタイプのうち、長池団地につきましては、連なっている2戸が親族同士ということもありまして、早急に譲渡を要望されておられますので、分離不可であっても2戸1体で譲渡が可能であると考えております。

これからの予定につきましては、3月に建設年度別、タイプ別に不動産鑑定が出されておりますけれども、既に要望書をいただいている、入居者の住宅に対して個別の鑑定を行い、それぞれの鑑定額を算出した上で国に申請するための準備にとりかかる計画になっております。また、国土交通省本省や近畿整備局との交渉結果を踏まえまして、譲渡契約書や補助金要綱などの制定、整備などの事務作業を現在行っております。団地別の耐用年数については、別紙、お配りしているとおりでございますので、ご確認いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

鈴木議員 どういう住民の声があるのか。

人権政策課長 住民の声については、今、最初の方でお答えさせていただきました。

教育長 議長。

佐々木議長 横井教育長。

教育長 鈴木議員の引き続き平和への取り組みというようなことで、学校教育関係についてお話させていただきたいと思います。

昨年の9月議会でもお話しさせていただきましたが、子供たちが輝く未来の

ために平和な社会を築くことは本当に大切なことでもあります。学校や園では、道徳あるいは生活、遊び、そして各教科、総合的な学習の時間、さらには学校行事全般を通して一人ひとりがかけがえのない人間として尊重される取り組みを行っています。小学校では、教科の中で「かわいそうなぞう」「一つの花」「平和のとりでを築く」など、道徳や国語科の教科を通して、発達段階に応じた平和学習の充実に努めております。また、小学校6年生では、東近江市にあります平和祈念館において実際に展示物を見学し、そして調べたり、戦争の体験をされた方のお話を聞いたりして、戦時中の暮らしや世の中の様子について知り、平和の尊さを考える学習をしてきています。

一方、中学校では2年生で立命館大学にあります国際平和ミュージアムでの校外学習を実施し、そして、3年生の修学旅行で沖縄を訪れています。修学旅行では、地元の語り部の方によるお話やガマにおける戦争追体験、フィールドワークによって、平和の尊さをより深く学ぶとともに、平和憲法を理解するように努めています。

戦後70年といった節目の年ではあります。それだけにかかわらず、今後も引き続いて平和について継続して指導していきたいと、このように思っております。

以上であります。

人権政策課長

議長。

佐々木議長

小川人権政策課長。

人権政策課長

それでは、引き続き平和への取り組みをという鈴木議員のご質問についてお答えいたします。

平和への取り組みについては、議員ご指摘のとおり、今年は戦後70年の節目の年であり、町としても平和の尊さを再認識するとともに、人類の恒久平和を実現するための取り組みが重要視されております。

そこで、5年前の平成22年に戦後65年の節目の年に、核兵器廃絶と世界平和を願う取り組みとして、「世界平和への思い in 2010」がオータムフェスティバルにおいて実施され、広島、長崎原爆ポスター展やNHK作製の「15歳の志願兵」の映像紹介、豊郷町小学校旧校舎群に埋もれておりました、戦地に赴く兵隊さんや見送る町内在住の皆さんの姿などを紹介させていただきましたところ、大変好評でございまして、またやってほしいというお声が寄せられておりました。そこで、これを発展、継承するためにも、「平和への思い in 2015」と題しまして、再度、豊郷小学校を中心にした写真を紹介するとともに、核兵器廃絶と世界平和を願う取り組みを計画中であり、戦後70年



の節目に戦争の悲惨さや平和の尊さを考える機会にさせていただきたいと考えております。また、隣保館フェスティバルにおきましても、パネル展示等を計画していきたいと考えております。

以上です。

社会教育課長 議長。

佐々木議長 浅居社会教育課長。

社会教育課長 鈴木議員の豊郷町スポーツ推進計画の具体策を問うというご質疑にお答え申し上げます。

まず、開催状況ですが、平成25年11月27日から4回開催されました。

次に、協議事項であります。第1回目は、役員、今後のスケジュールについて。第2回目は、基本理念と方針について。第3回目は、素案の検討について。第4回目は、推進計画の案について、それぞれ協議されました。

最後に、議事録ですが、正式な議事録についてはありません。

2点目ですけれども、平成23年8月、基本法の改正が行われ、同法10条でスポーツ振興のための推進計画の策定に努めることが明記されたことを受け、県は平成25年3月、スポーツ推進計画を作成しました。この推進計画の中で、県内各市町に今後10年間で個性豊かな推進計画を策定することを目標としたことから、本町においてもスポーツ関係者、代表者による検討委員会を設置し、平成27年4月、豊郷町スポーツ振興の大枠の方向を示す推進計画ができ上がったものであります。この計画は、具体的な方向性を示す英語の「Do、する」、英語の「Support、支える」、英語の「Management、育む」の3つの柱を持ち、今後はこれらのテーマに基づき、具体的な内容を示す実施計画を関係者、団体に協議し策定してまいりたいと存じます。

以上です。

教育次長 議長。

佐々木議長 岩崎教育次長。

教育次長 失礼いたします。それでは、6番、鈴木議員の日栄小学校の教室不足解消への取り組みの具体化についてという質問にお答えいたします。

去る5月28日の全協でもお話しさせていただきましたとおり、平成28年4月には教室が不足するということが判明し、早急に教室が必要となります。教室の増改築に向けて、増改築の場所を教育委員会で協議を今、重ねております。近いうちに議員の皆様にお集まりいただき、教育委員会で決定いたしました案をご報告させていただきたいと思っておりますので、そのときにはよろしく願いいたします。

以上でございます。

佐々木議長 鈴木君、再質問。

鈴木議員 はい。

佐々木議長 鈴木君。

鈴木議員 議長が先ほど番号を振っていただきましたので、6番から順に6、5、4、3とよろしく願いいたします。

まず、日栄小学校の教室不足について再質問をさせていただきます。この問題は、昨年の12月議会における予算決算委員会の私の質疑の中で日栄小学校の教室が不足するということがまず判明をいたしました。3月議会の一般質問で私はこの問題を取り上げました。資料の提出を求めました。さらに、3月議会の答弁では、平成30年度から不足すると、提示された資料もそうでありました。そこで、実はこの一般質問書の最初は平成30年度から日栄小学校の教室が不足することとしていたんですが、全員協議会で来年から足らんということでしたので、急遽これは削除になって少し変な日本語になっているんですが、これはそういう意味であります。

3点について質問をいたします。1つは、今申し上げましたとおり、直近の3月議会に提出された資料がなぜ間違っていたのか、ここのところがどうしても理解できません。大きな間違いでありますので、この間違いが起きた原因がどこにあるのか、非常に重要な問題でありますので、この点について詳しく説明をお願いしたいと思います。

2点目は、全員協議会の説明では日栄小学校では、特別教室を普通教室に転用したり、いろいろやりくりをしながら教室を確保しているというお話でありましたが、保護者や子供たちに聞いてみますと、やっぱり特別教室と普通教室ではそのつくりが違って、空調の関係とかいろんな設備の関係でやっぱり違うというのを子供たちにも聞いているのですが、やっぱり特別教室はあくまでも特別教室であり、普通教室とはその仕様、つくり方が、例えば天井の高さとかスペースが違うというふうに聞きましたが、そういう違いがあるのかどうか、どこにどういう違いがあるのか、この点について説明をお願いしたいと思います。

3点目には、今、委員会の方で案をつくって、その案ができた時点で議会にもお示ししたいという回答でしたが、確か全協の開かれた午後に急遽、教育委員会を開いて対応を協議するというお話でありまして、急遽、教育委員会が開かれたということは私も存じていますが、まだ協議中でありますから、どこまで内容が公表できるかわかりませんが、委員会として今のところどういう方向

性を、教育委員会の事務局としてはどういう方向性を今、検討しているのか、答えられる範囲で回答をお願いしたいと思います。

以上です。

教育長 議長。

佐々木議長 横井教育長。

教育長 今ほどの鈴木議員の再質問にお答えしたいと思います。

1点目の3月の資料の間違いというようなことでお話がありました。3月のときには、28年度については推計を出したというようなことでお話を聞いていただいていると、このように思います。昨年10月の末です。そのときの県の訪問のときには、日栄小の今年間の入学者数という形で計算をしていましたところ、今年は45人、そのままですね。そして、来年28年度は34人、そして、29年45人、30年40人というような形で、実数をつかんでいたわけです。昨年10月の時点では。しかし、これだけ住宅が増加するというので、時折そういうようなことを見ていましたけれど、28年度は34人でしたので、増築か仮設かを検討しながら30年に間に合うようにじっくりと考えていけばよいと、このように思っていました。このことは、3月議会においても、今ほど鈴木議員がご発言されましたように、30年度から教室が必要になりますと、このように伝えていたところであります。

しかし、予想を超える宅地開発が進みまして、転入者もふえ、児童数が本当に増加されることがわかりました。それが、今年の4月になってもう一度、住民生活課の方で調べたところ、28年度には38人が日栄小学校に入学をするというようなことがわかり、急遽、増築をお願いすることになったというようなこととなります。細かく入学者の確認をしてこなかったということで、本当におわび申し上げたいと思います。

2点目のやりくりをしてというような形、特別教室を普通学級に転用してというようなことの中で、天井の高さ云々というような話がありましたが、今現在思っているところというよりも、特別教室と普通教室の天井の高さは一緒です。若干いろんな形でのつくりは違ふと、こういうように思います。平成23年度にも教室が足りないというような形で、特別教室、少人数学級、今年も使っていますが、そこを転用しています。それも23年度もそういう形で使っているというようなことがあります。

以上、1点目と2点目についてお話しさせていただきました。

教育次長 議長。

佐々木議長 岩崎教育次長。

**教育次長** 3点目の鈴木議員のご質問にお答えいたします。

今現在、教育委員会でいろいろ協議しております。教育委員会で場所が決まりましたら、今年度、できるだけ早期に工事の着工ができるようにしていきたいと思っております。ご理解の方よろしくお願いいたします。

**佐々木議長** これの今の問題の再々質問しますか。

**鈴木議員** 今の問題で、6番目の再々質問。

**佐々木議長** どうぞ。

**鈴木議員** どうしても資料の間違いが納得できないんですよ。何度聞いてもね。予想を超える宅地開発があったと。でも、そこに入居される方がすぐ小学校に入学されるわけではないですよ。それは、少し違うんじゃないかと。多分、皆さん聞いておられて、そういうふうに使われたと思うんです。ただ、転校されてくる方が中にはおられるかもしれませんが、1人か2人。5人も6人もいっぺんにそれはないと思いますので、それは理由にはならないんじゃないかと思うんです。これははっきり申し上げまして、昨年6月時点でのカウントというか、きちんと綿密に計算をしていなかったと。だって、昨年の10月は今年の今で1年も変わらないわけですから、だからやっぱりきちっとそれは、何ていうのか、資料というか、実態の精査ができていなかったということの方が、こういう間違いが起きた原因としては一番考えられるんじゃないかと。予想を超える宅地開発やこういう間違いが起きたというのは、これは受け入れがたいと思いますが、再度、過去のごたごた、それを問いただそうと思っていない。ただ、非常に重要な問題ですから、これが質問の中で判明していなければ、もう来年あたふたと、教室が足らんかったということになってしまうわけですから、そういう重要な問題なので、私は間違いは間違いでいいと思うんですが、これはやっぱり明らかに資料の精査というか、カウントができていなかったということの方が、私は事実ではないかと思うのですが、再度、答弁をお願いしたいと思います。その点については、そう思います。

特別教室については、私がお聞きしたかったのは、特別教室と普通教室のつくり方に違いがあるのかどうかということをお聞きしたかったのですが、その点でわかっている点があればまた答弁をお願いしたいと思います。いずれにしても、この教室不足を解消するためには、普通教室を急いで建設しなければならないということについては、誰も異論はないと思います。

そこで、2点質問いたします。今、次長の方からも、私は中身をお聞きしたかったのですが、それはまたさておきまして、今年度中に早期という答弁がありました。よく考えますと、来年の4月に間に合わそうとすれば、建設にかか

る時間等を考えれば、9月議会で審議して、予算等を審議しては時間的に間に合わないのではないかとタイムスケジュール的に考えられもしますので、場合によっては臨時議会を開いてでも緊急の対応を行うべきだと思いますが、この点については町長に見解を求めます。

2つ目は、教育行政の仕事は教育条件の整備が第一次であることには間違いがありません。その点では、教室を確保するというのは、1丁目1番地の問題だと思うのですが、かといって計画を急ぐあまり拙速な計画にならないように十分留意しながらも、関係者の意見も取り入れ、子供たちが安心・安全に学べる計画を急いで立案をしなければなりません、これについて教育長の見解を求めておきます。

教育長 議長。

佐々木議長 横井教育長。

教育長 鈴木議員の再々質問にお答えしたいと思います。

1点目の人数把握について、これは教育委員会として本当に申しわけなかったなど、このように思っています。しっかりとした把握ができていなかったというようなこと、それは私の方の責任やと思っております。申しわけありませんでした。

ただ、本当に日栄小の人数が急速にふえてきたというのも事実であります。そういう中での教室の不足ということになるかと思っています。そんな中で、特別教室のことにつきましては、今、日栄小学校の方ではコンピューター室、図工室、そして、調理室、理科室というこの4部屋があります。その中で、やはり調理室は調理ができるように水道が通っているとか、いろんなこと。図工室でしたら、そういうような図工のできる、のこぎりが使えるとかそういうこともあるでしょう。そういう形でのものが入っていますので、一般の教室とは若干は違っています。そのことは事実であります。しかし、いろんなほかの学校も考えますと、急遽そういう場合を転用しているというようなこともあるのも事実やと、このように思っています。

そして、教室の確保ということで早急に何とかしていかなければならないと思いますので、そこらあたりは先ほども次長の方からも説明がありましたけれど、また議員の皆様にもお話をしてお話をしたいなど、こんなふうに思っています。急にするのではなしに、やっぱり今後の豊郷の教育を考えていくということも大事なことかなとも思います。ただ、現に子供が来年から入ってきますので、そこらあたりは何とかまた考えていかならんので、また英知を絞りたいたいと思いますし、また、議員の皆様のお考えを聞かせてもらいたいと思っ

ています。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 町長。

伊藤町長 鈴木議員さんの一般質問にお答えいたします。

いろいろな角度から教育委員さんに検討していただき、そしてまた、前回、全協の中でも議員の皆さん方、いろいろなご意見がありました。また、ある程度の素案ができた中でまた議員の皆さん方のご意見等も賜ることとっております。臨時のことも考えておりますし、できるだけ皆さん方の合意がいただければ、建設に向かって着手をしてまいりたいと思いますので、その節はご協力をよろしくお願いいたします。

佐々木議長 鈴木君、あと再質問、残りありますので。

鈴木議員 5 番目。

佐々木議長 どうぞ。

鈴木議員 スポーツ推進計画について、再質問いたします。

こういうきれいなパンフレットが配られたんです、この4月に。これを読みますと、平成25年9月に委員会を設置して、1年半、約2年ですが、この間に開催されたのはわずか4回。これで十分だとお考えなんですか。十分協議がされたとお考えなんですか。

それから、今日、会議録といいますか、議案はありましたけれども、そういう記録もとっていない。これはもう言いようがないですね。1年半でこれだけのきれいなパンフレットをつくるのにわずか4回。その会議録もとっていないということなんですが、これは総務企画課長にもお聞きをしとかなければなりません、うちの庁舎ではそういう会議録はとらないんですか。これは一般論としてお聞きをしておきたいんですが。社会教育課長には、会議録もメモもないんですか。この点はちょっとしっかりと答えていただきたい。

それから、この委員はスポーツ関係者ですが、誰が任命されたのですか。また、委員の公募はされたのかどうか。ついでに言うておきますが、私はスポーツの振興には大賛成なんです。その点で私は平成21年9月議会で、例えば少女スポーツ文化事業というものを実施してはどうかというのを提案したことがございます。具体的に何をするか。その具体的な内容として、うちの場合、例えばスポーツ少年団でも、その当時言いました。豊郷から多賀町とか甲良町とか彦根市には行くんだけど、うちの町外からうちに来てもらうという取り組みはないんです。そこで、提案いたしましたのは、例えばの話ですが、さまざまな種類の豊郷カップ杯というようなものを提案して、そういうのを開いては

どうかと提案を既にいたしておりますが、先ほどの答弁では、これはつくっただけやという答弁でした。具体化については、実施計画は、課長、これからつくるといふ答弁でしたね。この答弁はないと思います。実施計画を具体的にいつまでにどういう形で作るのか。私は提案もいたしましたので、そういう提案も検討していただけるのかどうか、答弁を求めます。

社会教育課長 議長。

佐々木議長 浅居社会教育課長。

社会教育課長 失礼します。鈴木議員の再質疑にお答え申し上げたいと思います。

まず、このパンフレットの作成について、4回の協議でどうなのかというご質問であります。中身については、大卒の豊郷町のスポーツの展開ということでの方向性を示すものということでありますので、この会議の開催で適切かというふうに考えられます。

それと、検討委員会は公募とは聞いていません。みずから立ち上げるという意思を持った方々のもので、その中にはスポーツ推進員さん、あるいはスポーツ少年団、総合型スポーツクラブ、スポーツ少年団の育成会あるいは尚武会、豊日中学校の教諭、医療保険課あるいは県のスポーツ健康課というところからアドバイスをいただくために、それぞれ集まって検討されたということです。

それと、この記録であります。当初、質疑の中で議事録というお言葉をいただきました。議事録の提出ということですから、要綱規則などに明記され、議事の内容が録音して、一言一句、文章化したものというものを議事録と認識していたものですから、この推進計画に当たっての議事録をとるということについての要綱規則は定められておりませんので、ありませんと申し上げました。ただし、簡易な形の、協議内容のまとめということでは、議事の中の内容を記したものはございます。

今後、どういうふうに進めるのかということでもあります。この計画については、大卒の目標に向かって今後どういうふうに進めていくかについては、それぞれの団体で協議を重ねていくということが前提になるわけですが、今後5カ年を基準として、この計画の理念に基づき、具体的な方向を示す実施計画の策定についてということで、現在、予定しておりますのは、1年目につきましては、配付を申し上げました推進計画の周知、計画を行い、2年目ではスポーツ推進をするため、関係者それぞれが推進できる身近なスポーツの実施計画を作成していただきます。3年目につきましては、データ収集、今後の目標となる数値、データを収集します。4年目はアンケート調査などを行い、5年目は次の目標となる第2次の推進計画の策定に向けて考えていきたいと思っております。

おります。

以上です。

**鈴木議員** 議長。

**佐々木議長** 鈴木君。

**鈴木議員** 今回の回答は納得できないですよ。方向性を示すだけだから4回で十分だったんだと。私は十分だったと思いません。方向性を示すだけでも、これだけきれいなものをどれだけ予算を出されたのかも聞きませんが、どれくらい予算を使ったんですか。これ明らかにしてください。4回で、これで十分だとは納得できません。

それから、委員についても、みずから立ち上げる意思を持った人に集まってもらったと。これは、みずから意思を持った人というのは、委員会がこういうものを、誰かが示さなければ、みずからの意思を持った人はいないでしょ。なぜ公募しなかったんですか、それだったら。公募して応募してくる人は、まさしくみずから立ち上げる意思を持った人でしょ。この方たちは、みずから立ち上げようという意思を持った方ではないですよ。課長が答弁されたように、各団体、各協会からお願いをして来た人ですよ。答弁と実態と全く相反します。その点、いかがですか。

最後に、この計画を各団体でやってもらうんだというんですが、これの問い合わせは違いますよ。発行は豊郷町教育委員会ですよ。問い合わせ先も教育委員会の事務局ですよ。この3点。

**社会教育課長** 議長。

**佐々木議長** 浅居社会教育課長。

**社会教育課長** この計画を策定した時点の委員さんということでありまして、これにつきましては、現在のスポーツ推進員を中心に、実は平成24年の健康スポーツに関する住民アンケートというものをもとに、成人が行ったスポーツに関して調査をされました。その結果をもって、豊郷町にももう少しスポーツに取り組んでいただく、身近なものとして取り組むということを目的につくったということになります。そこで集まっていたのが、先ほど答弁させていただいた方々ということになります。

**鈴木議員** そういう人はみずから意思を持った人がじゃないでしょ。あなたの答弁と相反します。

**社会教育課長** 申しわけありません。みずからの意思ということにつきましては、アンケート調査を中心にやられた方々が中心になってというようなことですので、みずからというような表現をさせていただいたものです。



鈴木議員 　　まだ答えてないやろ。幾ら使ったの。

社会教育課長 　この予算につきましては、申しわけありません。手元に資料がありませんので、後でお知らせを申し上げたいと思いますが、よろしゅうございますか。

佐々木議長 　　委員会で報告はあかんのかな。

社会教育課長 　　委員会で明らかに報告をさせていただきたいと思います。すいません。

佐々木議長 　　それでは、再質問。

鈴木議員 　　平和への取り組みについて再質問いたします。

学校教育行政で修学旅行での取り組みを話されましたが、私の孫も今年行ってきました。沖縄に行かれた豊郷のある町民の方がチリガマに行かれたときに、一番上にいろんな折り鶴とかあるそうですが、豊日中学校から持参した折り鶴が一番上に飾られていて非常に感動したという町民の方がおられたという話をお聞きして、私も非常にうれしく思っています。

先ほど、人権政策課長の方から答弁がありました。2010年でしたか、戦後60年に当たった年にオータムフェスティバルで広島、長崎の原爆パネル展が展示されたり、戦時中の豊郷の写真パネルの展示が行われました。私の知り合いの方も出征されたときの写真等を、亡くなれましたが出したんやというようなこともお聞きしたこともございます。昨年、その取り組みが途絶えていたこともありまして質問させていただいて、そのような取り組みをされたことに再度、感謝を申し上げたいと思いますが、今年の隣保館フェスティバルやオータムフェスティバルで取り上げていきたいという回答でした。ぜひ積極的に実施をしていただきたいと思いますのと同時に、展示だけではなしに、私は最近思うのですが、例えば実際、現地に行かれたルポライターとか、ノンフィクションライター、いろいろおられますが、例えばそういう方から実際の生の様子をお聞きするのも1つの方法ではないかと、いろいろ案はあると思うんですが、そういう提案をさせていただきたいんですが、そういうこと含めて、再度ぜひ実施をしていただきたいと思います。再度、担当課の方の決意をお聞きしたいと思います。

人権政策課長 　　議長。

佐々木議長 　　小川人権政策課長。

人権政策課長 　　鈴木議員の再質疑についてお答えいたします。

今、議員の方から提案がありましたように、生の声を聞くという方法も1つではないかということですので、オータムフェスティバルの場で行えるかどうかということも含めまして、再度検討していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

佐々木議長 再々質問ありますか。

鈴木議員 結構です。

佐々木議長 では、再質問。

鈴木議員 改良住宅について再質問いたします。

全員協議会でも明らかにされ、先ほどの答弁の中でも、例えば高野瀬団地は35戸、全体で可能な団地数が大体ほぼ100%近い方から、そういう多くの方が譲渡を希望されているということが明らかになっています。私も何人かの高野瀬団地の入居者の方にお話も勧めましたし、いろいろお話を聞いてまいりました。皆さんの声は端的に言えば、一日でも早うやってほしいと。ここまで待ったんやと、もういつしてくれるのかというのを待っているというのが、率直な皆さんのお声であります。高野瀬団地はそういう意味では分離ができるところはほぼ全員に近い方が希望されているわけですから、あとは行政が一刻も早くその実現に向けて努力をすること以外にないと思うんですね。

そのためには、私が考える点を1点だけ申し上げたいのは、事業と予算は一体のものでありますから、この事業を実際に進めていくためには具体的な予算が必要であります。当初予算、今年50戸でしたかと思いますが、計画されています。今後、これにほぼ近い数になっているんですが、私は一日も早く進めてほしい。この事業を進めていくための財源をどうするのか、どう考えるのかという点について、これまでいろいろ副町長とは論議をしましてまいりましたが、例えばの話ですが、同和対策によって実施された住宅新築資金特別会計が確か平成20年度に閉鎖をしました。この近隣で同和対策の新築資金の特別会計を閉鎖したのは、うちの町だけです。ほかのところではまだたくさん残ってまして、1億を超える金額が毎年、一般会計から繰り入れされているという自治体も近隣にあります。そのときの剰余金がおおよそ2億2,000万ありました。私は、これは色がついたお金だから、そういう特別対策にしたらどうかということを申し上げましたが、当時の政策調整主監の方から、いや、一般会計から持ち出した分もあるということで、それは論議をさせていただきました。

それから、それ以降、新築資金特別会計が閉鎖されて以降も決算書にも予算書にも載っておりますが、新築資金の貸付元利収入、新築資金の貸付元利の過年度分、宅地貸付金の元利収入、宅地貸付金過年度分、そういうようなものを充てていけば十分、そういう財政運営をするべきではないかと。

ちょっと調べてみました。今、挙げた4つの元利収入、平成25年度の決算だけでも1,130万円前後あります。平成20年度の閉鎖ですから、21、22、23、24、25、26、これだけでもおおよそ8,000万前

後の収入が毎年ある。これに閉鎖時の2億2,000万ほどとすれば、おおよそ3億ほどの財源をこの事業に充てることができるのではないかと。その意味で、そういう根拠も含めて一日も早く実施をしていただきたいと思いますのですが、担当課長にお聞きをしますが、今の予算措置だけで今後の先ほどの計画も含めて十分やっていけるのかどうか。補正が必要であれば、補正予算も組んでいくべきだと思いますが、答弁を求めます。

人権政策課長 議長。

佐々木議長 小川人権政策課長。

人権政策課長 鈴木議員の再質問についてお答えいたします。

当初予算で50戸の方を予算化されておりますし、今、説明させていただきましたように、既に分離可能なところについては予算の範囲内で回れるかなと思っております。今後、分離不可の部分についても国交省といろいろ打ち合わせをして、どういう形で譲渡できるのかという話し合いを進めた結果、そういうところも進めていけるという状況が生まれましたら、また補正予算等も組んでいかなきゃいけないなと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

鈴木議員 議長。

佐々木議長 再々質問。

鈴木議員 先ほど、引用いたしました議会決議では、改良住宅は事業当初から行政、入居者ともに、将来的には譲渡するとの認識のもとに進められてきた経緯から見ても、早期に実現を図る必要があること、種々の理由があつたにしても、もっと早く譲渡事業に取り組むべきであつたとも述べられています。もうこれ以上の譲渡事業の遅れは許されません。全員協議会で明らかになつた不正入居問題も含めて、町長がその先頭に立つて解決する決意を求めたいと思ひます。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 町長。

伊藤町長 鈴木議員さんの一般質問にお答えいたします。

議員の皆さん方にも協力をいただきながら、譲渡について推進していきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

佐々木議長 鈴木君、再質問ですね。

鈴木議員 2番目の庁舎問題について再質問をいたします。

この間、町長が、先ほどの答弁でもそうですが、執行部としては議会の要求も含めてD案で提案をしてきたと。旧館を云々については、議会の意向であればそれも検討しなきゃならないというような趣旨の回答をされてきました。私

がここで申し上げたいのは、確かに全員協議会では、町長が言われるように説明を受けてきました。私は、これを質問で取り上げたのは、その説明に対して例えば、こういうことも検討してはどうかという、具体的に検討の事項も議会で提案をしてきました。ところが、その検討したことも、検討するのかどうかという回答がないので、私は検討しないならしないで別にいいんですよ。質問として出してきましたので、その質問をしたんです。そういう意味です。

もう一度、申し上げますが、私はそういう具体的な提案をさせていただいているんですが、町長の答弁は私なりに申し上げれば、議会に責任を押しつけるとは言いませんが、議会で判断してほしいと。議会側にこの判断を投げるといふ答弁なんです。それはそれでやっぱり執行部としての答弁は、私はいかなものかと思いますが、町長の見解を求めます。

**伊藤町長** 議長。

**佐々木議長** 町長。

**伊藤町長** 鈴木議員さんの一般質問の再々質問にお答えいたします。

私は議会の皆さんに全員協議会の中で、どちらが行政としてはという話の中で、D案で進めさせていただく、それによって実施設計もさせていただく。そして、広く住民に説明せよということで、住民の説明会、行政懇談会の中でさせていただきました。そうした中で、もう最終的にというときに、旧館を残せとか、そんな話は聞いていないとかいう話が出てきました。そうして、その中でやったら、議員の皆さん方がどういう意向であるのか、実際やっぱり設計図もないもんですから、旧館を残すとなると、また皆様の意向であればしっかりとまた検証もしていかなければならないので、そういう中で皆さん方で方向性を決めていただけたらいいなということで、3月議会にお答えしました。そのときには、終わってから鈴木議員の方は特別委員会でもということでおっしゃっておいりましたので、議員の皆さんの中で検討していただけるものということで私は期待をしておいりました。今後ともよろしく願いいたします。

**佐々木議長** 鈴木君、再々質問。

**鈴木議員** 答弁はわかりました。議会のことは議会で決めるにしましても、これからもう去年の3月議会でしたか、6月議会で提案するとおっしゃられました。私ども共産党議員団は提案するなという申し入れをしましたが、以降まだ全員協議会では説明があるのですが、今後の計画、スケジュールについてどう考えておられるのか、その1点だけ。

**伊藤町長** 議長。

**佐々木議長** 町長。

**伊藤町長** 皆さん方でご検討いただければ、その方向でもやっぱり検討していかなければならないと思います。一向にお答えがなければ、原点に立ってどうするかしっかりと判断させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

**佐々木議長** 再質問。

**鈴木議員** 最後の再質問です。私はここで町長にお尋ねをしたのは、基本政策を明らかにしていただきたいという質問をさせていただきました。答弁は所信表明で、その一端を述べたという意味だったと思うのですが、私は広辞苑で調べてみました。所信表明とはあくまでも政治家の政治信条を公にするものであると広辞苑には書かれていました。つまり、私が政治信条、こういう立場でこういう政治を進めていきたいというみずからの政治信条を述べるのが所信表明だという説明がありました。私には私の議員としての政治信条があります。それはそれでお互い持つべきものは持っていないとやっぱりだめだと思うんですが。

大事なことは、私がここで問いかけた基本政策というのは、その政治信条に基づいて今後4年間、具体的にどういう政策を行うのかというのを明らかにされたいという質問をいたしました。確かに町長は所信表明の中で、若干、私の受けとめ方が間違っていたら指摘をしていただければいいんですが、これまでの堅実な行政運営が支持されたという意味の言葉を言われたと思います。それはそれで結果ですから、重く受けとめなければならないと私も思っています。そのことに異論はありません。ただ、多くの町民に支持されたからこそ、その町長の政治信条に基づき、4年間どのような政策を行うのかという基本政策を明らかにする、政治家としての義務があると私は思います。私たち町民は、また町長がどういう基本政策を行うのかを知る権利があると思うんです。これは権利と義務の関係と私はそう思います。その意味で、再度、町長がお考えの基本政策の一端があればお示しを願いたいと思います。

**伊藤町長** 議長。

**佐々木議長** 町長。

**伊藤町長** 再質問にお答えします。私の思いの一端を述べさせていただきます。

議員、先ほどおっしゃいましたように、この8年間の実績を町民の皆さん方に評価をしていただいて、そして、今後もまた4年間やれよというような通信簿をいただいたんだと思っております。それには、やはり財政の健全化、しっかりした財政基盤の中で子供からお年寄りまでが安心して安全に暮らせる地域社会をつくっていくというのが私のスタンスでありますし、それをもっと住みやすく、そして次世代につなげる元気な町をつくっていくという形であります。

しかしながら、今日の少子化の中で国をあげて地方創生を言っております。5

年間の総合戦略を立てていかなければならない、これがまず一番取り組んでいかなければならない問題だと思っております。選挙中にも個人演説会でも総合戦略をしっかりと、若者の声なり、女性の声なり、そしてまた、6つの産官学金労言というか、その中の皆さん方の声を聞きながら、豊郷町の5カ年間の総合戦略を立てて、それに基づいて町政運営をやっていかなければならない、このように思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

佐々木議長 再々質問ありますか。

鈴木議員 最後の質問。

佐々木議長 鈴木君。

鈴木議員 今、町長の方から次世代につなげるまちづくり、それから地方創生の5年間の総合戦略をしっかりとつくり直したいということを選挙中も個人演説会でもおっしゃっておられたとお聞きしました。私は残念ながら個人演説会に寄せていただいたことがありませんので、今初めてお聞かせを願えましたが、ぜひこれはこれで進めていただきたいと思うんですが、ただ大事なことは、例えば5年間の総合戦略を具体的にどのようなタイムスケジュールで、町長の任期は4年ですから5年とかはあれですが、ぜひタイムスケジュールも議会にお示しをしていただきたいと思いますが、その点の回答を求めます。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 町長。

伊藤町長 再々質問にお答えいたします。平成27年度末までには、豊郷町の総合戦略を立てていかなければならない。その中でいろんな方々のご意見を聞きながら、1年目、2年目、3年目、4年目、また5年目の中でもう一遍再検証してやっていくという方法になろうかと思えます。

ただ、ずっと3月議会にも議員の皆さん方にお話ししておりましたように、28年度の予算がやはり担保されていない中での総合戦略を立てていかなければならないという、これが一番のネックでもありますので、そういうことも踏まえながら、地に着いた総合戦略を立てていかなければならないと、こういう思いですのでよろしく願いいたしたいと思えます。

佐々木議長 それでは、暫時休憩いたします。10時55分まで休憩いたします。

(午前10時40分 休憩)

---

(午前10時57分 再開)

佐々木議長 再開いたします。西澤清正君の一般質問を許します。

西澤清正議員 議長。

佐々木議長

西澤君。

西澤清正議員

それでは、町長に品確法とその関連法の改正の対応についてということで、関連がありますので一括でします。

インフラ等の品質確保とその担い手確保を目的として公共工事の基本となる品確法を中心に、密接に関係する公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、建設業法の改正が今年の通常国会で成立いたしました。

法律の改正を踏まえ、今後どのように取り組みをされるか答弁を願います。

2番目に、入札における地域貢献度の反映についてということで、地域にとって建設産業は大きな基幹産業です。地域の雇用を支え、人材を育成するだけでなく、地域コミュニティの維持、発展に大きな役割を担っています。また、予期せぬ災害が起こったときは、こういった方々にいち早く対応していただくことが重要となります。

そこで、入札制度においてこの地域貢献度をどのように認識し反映させているのか答弁を求めます。

適切な入札価格について。東日本大震災から4年が経過しました。一日も早く安心して暮らせる復旧、復興が急がれますが、その反面、人手不足や資材費、労務単価の上昇などさまざまところで大きな影響が出ています。こうした状況の中、標準積算と現場の施工実態に乖離が生じ、担当者の経験不足など発注側の問題も重なり、解決に向けた取り組みが急がれています。

当町においては、入札時こういった情勢に適切に対応し、適正な入札価格に反映できているか答弁を求めます。

地元企業の公共工事受注機会の確保について。町内には、人材の育成や公共工事の品質向上に取り組んでいる企業もたくさんあり、地場産業の育成、活性化の観点から公正で透明性を堅持しながら、公共工事の地元企業の受注機会確保に積極的に取り組む必要があると考えますが、答弁を求めます。

続きまして、歩切りと実態調査の回答について。国土交通、総務両省が公共工事の入札予定価格を根拠なく引き下げる歩切りの実態調査結果を発表しました。全国では、1,788自治体が回答し、約4割に当たる757団体が歩切りを実施していると回答しています。

そこで、1つ。この調査に回答されたのか。2つ、当町において歩切りの実態はどうかの2点について答弁を求めます。

続いて、ダンピング受注の防止に向けた対策についてということで、改正品確法には、公共工事の品質確保と担い手の中長期的な育成、確保の推進が新たな目的として追加されました。この目的を達成するため、適正な利潤確保がで

きる予定価格の設定、低入札価格調査基準、最低制限価格の設定等によるダンピング防止の措置を講ずることが発注者の責務として追加されました。

工事の手抜きや労働条件の悪化につながるダンピング受注の防止に向けた対策について答弁を求めます。

以上であります。

佐々木議長 1 から 6 までありますけども、一応みな関連していますので、一括でお願いします。

副町長 議長。

佐々木議長 村西副町長。

副町長 それでは、西澤清正議員の品確法と関連法の改正の対応についてのご質問にまずお答えをいたします。

公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正目的は、インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成の確保、建設業法の改正につきましては、その目的は建設工事の適正な施工確保と建設業の健全な発達、3つ目の公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正の目的につきましては、公共工事の入札の適正化であります。

この3法の改正は、国、町、業者の役割があります。町の役割につきましては、最新の労務単価や資材単価を使用し、適切な予定価格を設定しております。また、ダンピングの防止にも努めております。

今後も引き続き、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針、その指針の基本的な考え方に沿って取り組んでまいりますのでございます。

2点目。入札における地域貢献度の反映についてのご質問にお答えをいたします。

建設業の皆さんには、専門的立場から公共施設やインフラ整備にお力添えいただくことに加えて、災害時に備えて日頃から行政と事業者が連携を図ることが大切と考えております。また、冬季の除雪事業にご協力いただいておりますことに、大変感謝をしているところでございます。

本町では、工事等の業者選定では地域貢献や町内業者育成等について総合的な審査を行い、参加基準への考慮を行っております。ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

3点目。適切な入札価格についてのご質問にお答えをいたします。

入札に係ります工事等の積算につきましては、国、県等の請負工事標準歩掛、また設計標準歩掛、積算指針等に基づいて積算しているものであり、現場の施



工と乖離している状況ではありません。また、積算には専門性を要する場合には、積算、設計について設計業者等への業務委託により実施しているものであります。入札時には適正な入札価格により反映し、実施しておるところであります。

4点目。地元企業、公共工事受注機会の確保についてのご質問につきましては、先ほど入札における地域貢献度の反映につきまして、そのご質問にお答えをさせていただいたところでございます。

5点目。歩切りの実態と調査の回答についてのご質問にお答えをいたします。

まず、ご質問の調査は平成26年度の12月9日付で総務省自治行政局及び国土交通省土地建設産業局からの公共工事における予定価格の設定時の歩切りに関する調査についてのご照会について回答をいたしました。その回答につきましては、本町は本年1月20日付で歩切りによる予定価格の設定は行っていないというぐあいに回答したものでございます。

6点目。ダンピング受注の防止に向けた対策についてのご質問にお答えをいたします。

入札に際しましては、適正に最低制限価格を設定し執行しているものであります。また、入札金額の投函時におきまして、入札業者から積算内訳書をあわせて投函いただくことでダンピングの受注防止の一環として執行しているところでございます。

以上でございます。

佐々木議長 再質問ありますか。

西澤清正議員 はい。

佐々木議長 西澤君。

西澤清正議員 それでは、再質問をさせていただきます。

今、いろいろ副町長から経緯等を聞きまして納得をしておるところでございますが、今、特にアベノミクスが小規模零細には特に来ていません。大企業には特に影響があるというようなことで、円安も進み、確かに現状では材料価格が上がり、その分が価格に転嫁されていないというのが現状でございます。そういう中で、特に地元零細企業にとりまして、なかなか仕事が回ってこない、そういうことで当然、今、言われました防災協定とかいろいろ業者的にはしており、そういうようなことも加点されていると思いますが、そういう中で特に今、大規模な仕事がありましたら地元の企業を下請に使っていただくとか、そういうことで十分配慮していただきますようお願いしたいと思います。この件はどうですか。ひとつよろしくお願いします。

副 町 長 議長。

佐々木議長 村西副町長。

副 町 長 申しわけないですけども、一括から一問一答になっていますけども、これは2番目ということによろしいですか。

西澤清正議員 はい。全部関連していますので。

副 町 長 再質問にお答えを申し上げたいと思います。特に、2番目の地域貢献度を含めての関連かと思うわけでございますが、先ほども申し上げましたように、やはり大変厳しい状況でございますし、当然ながら地元業者の育成、特に本町、地域の社会資源というんですか、そういった活動も担っていただいているというようなことでございます。先ほども申し上げましたように、大変感謝をいたしておるわけでございますし、今後に当たりまして、当然、先ほど申し上げましたように、いわゆる選定につきましては、そういった地域に貢献いただいていることなり、あるいは育成といったことを加味した中で、そういう入札参加という形の枠を広げているということで対応もいたしておりますし、今後もそういった育成という観点に立った中でひとつ入札行為を実施していきたいと考えております。

以上です。

佐々木議長 再々質問ありますか。

西澤清正議員 はい。

佐々木議長 西澤君。

西澤清正議員 回答は結構でございます。今のそういう中で、地産地消、お金の地域循環ができるようなことであり、地元企業を使っていただきますと、そういうようなことがなり、今、当然税金の方も入ると思いますので、できるだけ地元企業の育成のためにひとつよろしくお願ひしたいと思います。回答は結構です。

佐々木議長 それでは、西村雄三君の一般質問を許します。

西村議員 議長。

佐々木議長 西村君。

西村議員 それでは、私の方から2項目、一般質問させていただきます。一問一答でお願ひしたいと思います。

まず1点目。地方創生の対応についてということで、町長にお尋ねいたします。

3月議会で地方創生について当町の取り組みを質問させていただき、そのときに補正予算で対応すると申され、その一環として地方振興券を、商工会を通じて発行されると聞いていますが、当該対応も町民の皆様並びに商工会の皆様

に大変恩恵を与えられて結構なことです。当対応は反面、ばらまき対応の政策で、おのおのの努力で地方創生を図り、当町の発展に寄与する政策とはちょっと意味が違うと思います。そういう意味において私は提言させていただきますが、当町で事業をして自立する人、また法人組織を設立して企業の発展をしようとする人を応援する政策、例えば自立に伴う資金援助をする、また期間限定の税の免除をして、町が全面的にバックアップする、またそれによって、町の雇用が生まれ、地元の企業で働いていただける場を間接的に提供して、雇用の確保を図るのが本当の地方創生と考えますが、行政の考えはいかがでございますか。答弁、よろしく願いいたします。

総務企画課長 議長。

佐々木議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 それでは、西村議員のご質問にお答えをさせていただきます。

地方創生の対応でございますが、現在、本町が取り組んでいますプレミアム付き商品券の発行事業は、昨年国の補正予算によります経済対策として、地域住民生活緊急支援交付金制度により地域における消費喚起や、これに直接効果を有する生活支援を対象として行っているものでありますので、この制度についてご理解をまずはお願いいたしたいと思っております。

それと次に、事業を興す企業者や企業への支援、雇用の確保につきましての施策は、地方創生に関連して重要な事業内容と考えております。今後の創生の総合戦略の策定に係ります創生会議での研究、検討を行いますテーマの1つとして取り組んでまいりたいと考えております。

佐々木議長 再質問ありますか。

西村議員 はい。

佐々木議長 再質問、西村君。

西村議員 それでは、再質問させていただきます。

この地域振興券に関しましては、確かに地域の皆様方に1つの恩恵を与えられますし、そういう面では経済援助というのか、地域に住まわれる人に対する経済援助をするわけで、大変結構なことなんです。ただこういう政策は時限的なものであって、それが過ぎたらそれで終わりよという政策でございます。決して次につながる政策ではない。そういう意味において、やはり事業をする人を支援する、あるいはまた、雇用を確保するというのが一番大事なのが地方創生だと思います。

そういう意味において、地方創生をするに当たって、町としてどのような提言をされるんですかというようなことを聞いたわけでございますけども、

この点に関しまして、やはりそういう地方創生会議とか、そういう諮問機関をつくってやっていただけたらどうかなという考えでございます。その辺について、町としてはどういうふうに対応されるのか、その辺の対応についての発言をお願いしたいと思います。

総務企画課長 議長。

佐々木議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 西村議員の再質問にお答えをいたします。

地方創生につきましては、当然5年間の総合戦略を作成するわけでございますが、この中に創生会議を設置するということが義務づけられております。これにつきましては、町長の話にありましたように、産官学金労言ということで、それぞれの関係機関の方に入ってください、その中で検討なり、研究、議論をしていただいて、計画をつくるということになります。

それと、この創生会議のメンバーにおきまして、5年目については、この事業評価を行うと、しなければならないというのが、まち・ひと・しごとの創生法の条文に出てきますので、そういったことで取り組んでまいりますので、よろしくお願いたします。

佐々木議長 再々質問ありますか。

西村議員 はい。

佐々木議長 どうぞ、西村君。

西村議員 総務企画課長の方から答弁をいただいて、大変結構なことやと思いますし、ぜひとも今の創生会議、そういうものをしていただいて、この地域の発展、そういうものが非常に大事になってくると思います。特に、私もこの頃、思うんですが、やはり当町あたりの自主財源が非常に低い、そういうものを少しでも上げるためには、この地方創生をして、やはり自主財源の確保というものをもっとふやしていかないかん、この町についてはふやしていかないかんという気持ちが私もあります。そういう意味において、創生会議は非常に重要な会議になるとは思いますけど、どんどん進めていただいて、チャレンジ精神イコール、またこれが成功に結びついていくように、ひとつ行政としてお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。返答は結構です。次の質問に移ります。

佐々木議長 はい、どうぞ。

西村議員 次の2点目に移らせていただきます。湖東定住自立圏の現在の状況はということでございます。湖東定住自立圏協定を平成22年度から開始して、はや5年になるのですが、まず1番目の生活機能の強化に係る政策分野、2番目の結

びつきやネットワーク強化に係る政策分野、3番目の圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野の3大項目があり、それぞれに1市4町が鋭意努力して取り組んでいただいておりますが、その成果と反省並びに今後の課題があればお知らせ願います。よろしく願います。

総務企画課長 議長。

佐々木議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 それでは、西村議員の湖東定住自立圏の現在の状況はというご質問にお答えをさせていただきます。

まず、湖東定住自立圏につきましては、平成21年度の定住自立圏協定以降、湖東定住自立圏共生ビジョンを作成しまして、その計画に基づきまして各分野で事業を進めてまいりました。昨年度、平成22年から26年の5年間の事業計画であるビジョンの最終年度でありますことから、これまでの取り組みの進捗状況や課題を整理し、それを反映させる形で次の計画策定とするため、協定項目の変更、また削除等についてより実効力のある取り組みとするため整理をしてきたところでございます。それに伴いまして、26年12月議会で定住自立圏形成協定を変更することについて議決をいただいたものでございます。その後、27年から31年までの5年間の共生ビジョンの策定を行いまして、このビジョンにつきましては、本会議に議員の皆様へ共生ビジョンの配付をさせていただいたところでございます。

今後、日本の総人口が急速に減少することが見込まれております。地方圏の将来は極めて厳しいという予測がされております。また、今回、国におけるまち・ひと・しごと総合戦略の策定により、今後の方向性の1つに、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するとして、地域連携による経済生活圏を形成することで、地方からの人口流出を防ぐ機能として定住自立圏形成の促進を進めるというものでございます。

また、構成市町の圏域住民が日常生活圏を共有している実態を踏まえ、協定項目において連携を強化するとともに、各市町の独自性をお互いに尊重しながら、圏域形成の責務を果たすとして今後も取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解願います。

佐々木議長 再質問ありますか。

西村議員 はい。

佐々木議長 再質問、西村君。

西村議員 私もこの湖東定住自立圏の共生ビジョン、平成27年4月1日付のやつを今回の議会で、平成27年度からの5年間についてをいただいたわけでございま

すけど、この中で見ておりますと、非常に项目的になくなった項目もありますけども、またふえている項目もあり、非常に具体的なものが出ていますなどと思って見ておるわけでございます。ただ、私が一番思うんですが、非常にこの3つの大きな項目を見させていただいたんですが、ここで1市4町の中でどういうふうに考えておられるのかちょっとわかりませんが、もう少しこの地域の、1市4町でないとできないんですが、インフラ整備をせないかんのじゃないかなと。道路環境が非常に悪い。特に、彦根に豊郷から行くにしても、非常に時間的にロスのある渋滞が多い。特に、通学というよりも通勤のとき、そういうのを見ていますと道路がもう飽和状態みたいになってしもうて、前へ進んでいかんというような形で、これは経済的なロスが多いと。そういう面から言うて、1市4町でももう少しインフラ整備についての共生ビジョンをつくるべきではないかなと。これは豊郷だけではできない問題です。インフラ整備の件に関しましては、例えば国道8号線の、どう言うたらいいんですか、今は普通の道路ですけど、これをもうちょっと拡張して、片道2車線にするとか、そういう計画を立てるとか、あるいはそれができなかつたら、例えば次に新しい8号線をつくるとか、そういうこともやはりしていかなと、何ぼええことばかり書いていても、やっぱりそういうことも大事なことやないかなというふうに思います。

それともう1つ、私が気になっとなったことですが、ごみ処理の広域化の調整事業なんかの場合ですと、正直言いますとゼロなんです。はっきり言いました、今度の共生ビジョンの中を見させてもらいましたら、これはやはり待ったなしの行政のやる仕事やと思うんです。そういう意味からもう一度、この辺についてどう考えておられるのか、検討を願えたら答えをいただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

総務企画課長 議長。

佐々木議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 西村議員の再質問にお答えをいたします。

まず、道路等の整備のご質問でございますが、私、直接の担当課ではございませんが、事務局をお預かりしている中でお答えをさせていただきます。

まず、道路等につきましては、各分科会でなり、部会で協議がなされるというのが前提でございますが、道路につきましては、それぞれの市町、特に中心地の彦根市でございますと、道路等も含まれた都市計画というものがございます。それと、それを対応します各町の計画というものがございます。その辺の整合性をどのようにするかという問題がございますし、必ず定住でこの道路整備が全部できるかという、かなり難しい問題があるのではないかなと。それ

ぞれ自治体の財源等が関係しますし、やはり優先順位をもって整備していることもあるということもありますので、そういったことを考えますと、定住での取り組みに困難が出てくるのではないかなと考えております。

それと、ごみの焼却場の問題につきましては、現在はそれぞれ彦根市さんなりいろいろなところでされておりますが、今現在、検討されていますのは、新たにこの定住の枠組みの中で、新しいごみの焼却場の建設に取り組むという内容でございます。この今後の方向につきましては、現在ごみの焼却場につきましては、彦根、愛知、犬上の広域行政組合が担当しておりますが、今後その立地条件なり、建設用地そういった問題についてそれぞれ組合の方から計画の概要の説明があると考えておりますので、今現在そういうことから新しい建設についてはゼロという評価で進んでいるという状況でございます。

佐々木議長 再々質問ありますか。

西村議員 はい。

佐々木議長 再々質問、西村君。

西村議員 今、回答いただいたわけでございますけども、それともう1点、私もあれやっただんですけど、コンピューター関係が抜けておるんです、今回は。これは、この前おっしゃってました6町ですか、クラウドを結ぶということでおやりになっているわけで、今度コンピューター関係については、1市4町の中から抜けているというように思います。それはいいんですけど、お互いに利便性を求めてやるのはいいんですけど、やはりできたら1市4町もその方向づけをしていくべきではないかなと。1市というよりも4町がしていくべきではないかなと思います。

それと、できるだけ今のインフラ整備に関しては、これは町やとか市だけで解決できる問題ではございません。国も含めての話です。そういうことをやはり1市ないし4町は国の方に再度、再度やっぱりお願いしていただいて、早期にそういう問題を解決していくということも大事な仕事やと思いますので、ぜひともお願いしたい、そういう形でございますので、再度その辺についてのお考えをもう一度ご返答いただけたらなと思いますので、よろしく申し上げます。

総務企画課長 議長。

佐々木議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 西村議員の再々質問でありました。

まず、定住におけますコンピューターの関係でございますが、これにつきましては、昨年の変更協定のときにご説明をいたしました、変更協定につきましてはこれまでに成果としてできたものについては削除しておりますので、

そういうことをご理解をいただきたいと思います。

コンピューターにつきましては、本年10月より1市6町によりますクラウドの運営開始が始まります。当町は30年5月からということで予定をしております。そういうことから定住の枠組みからクラウドにコンピューターが移行するという考えがございます。

それと、現在、羅針盤というんですか、情報系のシステムを使っております。あと1年、2年、この期間に有効期限がございますので、その間はこれまでの定住の中で使用をしていくというものでございます。

それと最後に、道路等の要望事項でございますが、これにつきましては、定住に限らず本町が実施をしてまいります道路整備、特に県、国に関係します道路整備につきましては、今までに引き続き今後もそれぞれの関係機関に要望等を行っていくものでございます。

佐々木議長 今村恵美子さんの一般質問を許します。

今村議員 11番。

佐々木議長 今村さん。

今村議員 まず、貧困対策の取り組み強化をというテーマの一般質問を行います。一問一答で行いますので、よろしくお願ひします。

毎日新聞が2013年の課税所得総額から全国1,741市区町村の住民1人当たりの年間平均所得を割り出しています。それによりますと、滋賀県下19市町の中で、豊郷町の平均所得が258万3,000円で、これは県下最下位です。ちなみに、県平均は298万5,000円です。全国でも1,049位という下位の結果でした。全国平均が327万4,000円なので、豊郷町は低所得者が多い町と言えます。

そこで、町独自の貧困者、貧困家庭への支援は進める必要があると思います。貧困者の健康維持は、町支援なくしては進みません。貧困と罹患率、介護認定率は正比例の関係です。お金がなければ医者に行けず、病気が悪化し、介護サービスの必要な高齢者になりやすいという状況は、豊郷町の国保事業や介護保険事業で明らかになっています。

そこで、町独自の医療、介護への施策、支援をやるべきです。

①70歳から74歳までの窓口負担金を1割にするための町支援を行う。

②町独自の保健師を増員して、生活保護世帯、貧困世帯、貧困高齢世帯の健康指導を進める。

③介護保険利用料への町支援を行い、必要な介護サービスを受けてもらい、介護認定重度化を抑制していく。



④国保会計への一般会計からの繰り入れや支援金を活用し、国保税の引き下げを行い、安心して医療が受けられる体制をつくる。

以上、4点についてまず町の見解を伺います。

医療保険課長 議長。

佐々木議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村議員の一般質問にお答えしたいと思います。

まず、貧困対策の取り組みの強化の1点目。70歳から74歳までの窓口負担を1割にするための町支援でございますけれども、現在、一部の低所得の基準によりまして、福祉医療で対応をされているところでございます。

また、町独自の保健師の増員の健康指導につきましては、本年度1名の増員を行ったところであり、また本年度、県との保健師の人事交流などを行っているところであり、町民の皆様の健康づくりにつきましては、より充実を図っていきたくて考えておるところでございます。

3点目の介護保険利用料への町支援につきましては、まず本町の介護保険事業の健全なる運営を進めることが先決であると考えております。法に基づいた費用負担をもとに65歳以上の方はもとより、住民の皆様が将来に向けても安心できる介護保険の運営を進めていかなければならないと考えておるところでございます。

4点目。国保会計への一般会計の繰り入れにつきましては、交付金等への影響、医療費の動向から見ても慎重にならざるを得ないと考えております。また、退職者医療制度の段階的廃止や高額医療費の増加、あるいは今後、広域化に移行していく中での保険税の取り扱いについてもいろいろとまだ議論があることから、現在のところは保険料の引き下げについては考えておらないところでございます。

以上でございます。

佐々木議長 再質問ありますか。

今村議員 はい。

佐々木議長 再質問、今村さん。

今村議員 それでは、最初の貧困対策という問題で、私は豊郷町の町政の最大課題というのは、貧困問題だと考えております。子供の貧困が若者の貧困へとになっていき、それが子育て世代の貧困になり、また最後には高齢世帯の貧困にたどり着く。この負の連鎖を町政の中でどうしていくのかと、改善をどうされるのかということが、今、豊郷町政に課せられた最大の行政課題です。

町長は、4月の町長選挙で8年間の堅実な町政が皆さんに評価をされて再選

できたと言信表明でも、今回の一般質問でも発言されておりますが、町長の再選は、それはそれで結果ですけれども、得票率から見たら、町長選挙の有効得票で伊藤町長に投票した方は全体の55%です。ですから、あと45%の人は反町長で投票しているわけです。また、それは町の有権者比から見ても、伊藤町長の有権者比を見たら三十数%。ですから、有権者の3人のうち1人しか伊藤町長には信任しなかったというのが、票から見た結果なんですね。ですから、私はこの結果に至る、やはり町民の危惧は何かということ、3期目、伊藤町政は真摯にやっぱり町民の気分、感情、またどういう要求があるのかということ、を量って、この3期目の町政運営をしていくのが町長たる任務だと私は思っております。

そういった中で、今、豊郷町の実態、このように貧困の連鎖でいろいろな町の事業の中でも事業運営が大変になっていくというのは、その豊郷町の実態をちゃんと町として国、県ができない部分は町独自でもやっていく、その姿勢を持つことが基本的にはうちの町には求められていると思います。町長と担当課長もそうですが、国の言うそういう事業運営、法律にのっとって、そういう範囲でしかできないというような答弁を再々行いますけれども、私は豊郷町でもこの間やってきた中の医療費無料化で子供たちの医療費無料化がいかに子育て世代の信任、温かい町だということ、若い人たちが住むなら豊郷町というふうに変ってきている現状というのは、単に子育て世代だけの問題ではないと思うんですね。ですから、貧困対策を町として第一町政課題として取り組むことが豊郷町政に対する町民の評価も非常に高まっていく、そして近隣からも豊郷町っていい町だなと、そういった評価をいただくことができると考えております。

その点で、今回の問題、1点目。70歳から74歳までの医療費、窓口負担、これを2割負担になってきていますけれども、段階的に2割になっているんですけれども、この1年間、70歳から74歳までの医療費を町が持ち出して、1割にしていくための経費というのは、大体人数割りのいくと300万から500万ぐらいの経費でかかっているのではないかという話を試算はしていますけれども、この問題でもうちが高校卒業までの医療費無料化は、町の支援は今回の当初予算で1,357万7,000円。これが、医療費無料化に係る町支援分なんですよ。それを高齢者にもぜひそういった制度を入れてほしいと提案させていただいているのは、やはり高齢期、安心して医療や介護が受けられない、こういう実態がある豊郷町では、その介護保険事業にしても、また町でやっている国保の問題にしても、やはり重度化していくんです、どう考えて

も。その辺は重度化すると医療費が高騰するわけです。そういった観点から見ても、町ができる支援として、これは国がしないから町もしないという発想に立つ問題ではありません。これは、地方独自でできる政策として、ちゃんとやっっていけることなので、私はこのことを町の財政の中で十分できるということで、ぜひ実施をしていただきたいと思います。

地方財政法は、財政運営は本来、単年度主義、今年入った財政は、今年、町民の皆さんの住民サービスに使っていくと。ごく補足的な基金の積み立て割合とかありますけれども、基本的には単年度主義で、そういった中でそれができなかったら繰越明許という制度になっているわけですが、豊郷町においては、こういったことをやる財源も町長は借金を減らして、基金をふやしたとおっしゃっていましたよね。あのビラでは。でも、その借金を減らすのは、よいことだと思います。でも、基金をふやすというのは、基金がふえるということは、一定、その年度の収支の中で剰余金は、本来は町民サービスにもっと使うべきであったお金が残っていったという結果とも言えるわけです。だから、そこら辺は企業と違いますから、利潤追求が地方自治体の財政運営ではありません。だから、前年度の所得に応じて課税された中で、わかっている範囲で財政運営をするというのが地方自治体の任務なんです。

そういった観点で、この4点について、できないという指摘が今ずっとありましたけれども、できないという指摘について、私は町財政から考えてできないという理由が回答としては的を射ていないと感じます。また、交付金等の影響とか、介護保険の健全な運営、この健全な運営のために、こういった介護難民をなくしていく、また重度化を抑制していくということを提案しているわけです。これは国の法律では、地方自治体が特別会計に公費助成をしてはいけませんという法律はないんです。だから、できるんです。そのことを一貫して主張して答弁をされていますが、私は方向としては間違いだと思えるんですけども、この点について再度どう考えているのか答弁を求めます。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 町長。

伊藤町長 今村議員さんの再質問にお答えいたします。

見方が変わるといろいろ見方があるんだなという思いをしました。それで、いろいろな制度等についても、これは違って当たり前だと、そのように確信いたしました。そのとおりでございます。

佐々木議長 再々質問ありますか。

今村議員 はい。

佐々木議長 再々質問、今村君。答弁に対して、端的に質問をまたお願いします。

今村議員 今回の町長がおっしゃった、見方が変わるといろいろな思いがあるのだなという答弁でしたけれども、私が申し上げている見方というのは、町民の実態に即して、また選挙結果も事実即して申し上げたところです。町長はすぐそうやって、見解の違いだとか、法律に自分はのっとっているとかおっしゃいますが、見解の違いは当然、お互い政治家ですからありますよ。ありますけれども、そうじゃなくて私の提案していることは、豊郷町でやれないことではないという、これを法律でこれはしてはいけませんという法律はどこに書いてあるんですか。私は、この問題というのは、町長とは随分、今までからそういう問題でもお伺いしてまいりましたが、全国的に見て、豊郷町がやっぱり医療費無料化制度では高校卒業までというのは全国で一番先駆けてきましたけれども、そのことができる豊郷の財政実態、これも先の町長選挙でも皆さんにもお知らせをしましたけれども、うちの場合は、実質公債費比率が非常に低く、また将来負担比率が県下の中ではマイナス。ということは、伊藤町長の町政は3期目、あと4年ですよね。4年間の間に今、町が持っている基金の充当を町民のために工夫することは十分可能性のある自治体だということで提案をしてきました。自主財源が少ない、また地方交付税の算定では損をする、そういう中でやりくりしているんだということを再三おっしゃいますけれども、豊郷町のメリットは、やはりこの犬上3町で見ても、非常に交通の便がよい、小さい面積に必要な医療施設も町民にとって必要なスーパーやいろんな施設がコンパクトにまとまっているんですよね。だから、優位な豊郷の条件の中で財政運営ができるからこそ、剰余金ができるのも一面あるんです。

そういった中で、私はそういった豊郷の財政運営を変えれば、豊郷の町民の低所得世帯が多いという実態が、本当に低所得でも安心して暮らせる豊郷町になっていくと思うんです。そのことは、ひいては全町民が安心して暮らせる豊郷町で、若者が豊郷で子育てをしたいと思う豊郷町につながる一番の行政のやることではないかと考えております。担当課の方は、先ほど1点目から4点目まで現状の中でやっていくだけの話しかしませんでしたけれども、やはり、町長は政治家なので、あなたはこの4年間でこういう豊郷の貧困対策を、これからもっと格差の拡大は進みますよ、今の安倍政権のやり方では。地方創生と言っても、日本創生会議が言っている65歳以上の人を首都圏から地方に運び出せとかね。

佐々木議長 簡潔にお願いします。違う方向に行っていますので。

今村議員 そういう話ではないと思うんです。だから、この4年間で町長は貧困対策で

何をするのか。今、思っていることをまず最後に言うてください。お願いします。

副町長 議長。

佐々木議長 村西副町長。

副町長 今村議員さんの再々質問にお答えします。

私が最後に出ますと、あなたはこの前のときに最後に出ないでくださいと言われたんですけど、1番、2番、先ほどの3番、4番という中で出ていましたので、いわゆる町長が申し上げました、所信表明でもしかりですけど、将来への政策とそれから堅実な行財政運営、将来の政策ということは当然、将来の展望を見越して、あるいは展望ということは課題も見越してということで、そういったことも含めた中で健全な行財政運営をやっていかなければならないということでございます。

その中で、1点目の関係というのは、先ほど課長もお答えしたんですけど、どういった問題がというのか、どういった現状があるかということも含めて申し上げておきたいと思います。まず、70歳から74歳までの関係につきましては、これはもう5年前ですか、野田内閣のときにいわゆる特例措置としてされたと思います。そういう中で、その特例措置が廃止されてということで、段階的に2割になるということでございますが、しかし、4年、あとの4カ年につきましては、1割負担ということで移行していく、それに伴う、いわゆる医療費の負担部分もあるということだけご認識いただきたいと思います。

2点目につきましては、保健師を増員してというようなことでございます。これにつきましては、当然先ほど出ましたように増員をいたしました。県の交流もありまして、また今、健康増進計画を進めております。そういった中で、当然ながら町民の健康、病気にかからない健康指導なり、あるいは介護予防という形の中で力を入れていくということでもございます。当然、貧困世帯だけでなしに、それぞれの住民さんの健康指導に当たっていくということで、その充実を図っていくということになるかと思えます。

それから、3番目の介護保険料の関係につきましては、これはもう従前より出ていますように、やはり介護保険法のもとに進めるというんですか、3カ年の財政均衡を保ったものでなければならぬと、そうでなければ、やはりサービス給付等にも、しいて言えば影響が出るのではないかなということもございますので、そこら辺につきましては、当然、重度化の抑制ということにつきましては、それぞれ予防事業等もございまして、また総合支援事業等も29年度から出ます。そういったものを見据えた中で事業を進めていかなければならぬ

い。その介護財政をどうするかという問題があるということだけのご認識いただきたいと思います。

それと4点目の国保会計への一般会計の繰り入れや支援金の活用及び国保税の引き下げということでございます。これにつきましても、当然、基金等も現在は介護はございませんが、国保については基金等もございしますが、そういうような状況の中でやはり給付費で今後の動向として、それは誰でも下げたいのはやまやまですけど、今後どういう状況にあるかということの中で介護や国保の方を運営していかなければならないということだけご認識をいただきたいと思うんですけど。それについては、退職者医療制度が廃止をされて、27年から31年にかけて段階的に増加するという状態もございします。それとあわせて、なかなか予防措置等も難しいですが、当然、医療費の中でもありましたように、高額医療というものがふえているという現状があります。そこら辺をどうするのか、透析の問題も含めていろいろあります。そこら辺のことも予防からもつながる部分もありますが、現状としてのそこら辺の部分をどうしていくかという部分もございします。それと、負担限度額が段階的にというんですか、定額の部分が下がりました。拡大されたということは、高額医療の負担が増加になってくると。下がった分、ふえると、そういう状況等もあります。いずれにしても、今、申し上げましたように、現状を踏まえて国保の広域化もございしますが、それまでの中で堅実な国保運営をやっていかなければならない。それを踏まえた中で、現状としては歩んでいかなければならないということだけご認識をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

**佐々木議長** 2点目の子育て日本一の豊郷を目指しての質問を許します。

**今村議員** はい。

**佐々木議長** 今村さん。

**今村議員** 1点目の質問で町長が最終答弁を拒否されたので、残念なことです。遠い4年間の自分の貧困対策ぐらいは言える町長であってほしかったなと思って残念です。

続いて、次の質問に移ります。子育て日本一の豊郷を目指して。

先の町長選挙で、日本共産党が支援した本田清春氏、誇りある豊かな郷をつくる会の公約、子育て日本一のまち豊郷構想は、今後の豊郷町の発展にとっては非常に大事なテーマだと思います。我が国は人口減少社会となり、政府は少子化対策を強調していますが、若者を取り巻く環境は、教育、雇用、結婚、子育てなどで困難な状況があふれています。豊郷町では、高校卒業までの医療費無料化を実施し、子育て世代に喜ばれ、新興住宅地も造成され、町外からの若

者世代の転入もふえてきています。現在、高齢化率約25%で、町内各字に若者が定住し、子育てができるまちづくりを進めることが高齢者も元気になり、町も活性化し、町税収入もふえてくるのではないのでしょうか。

そこで、子育て日本一の豊郷をつくるために町の応援事業として、①小中学校の給食費の段階的無料化を進める、②保育料は第2子から無料化する、③中学、高校、大学、専門学校などへの進学時の入学準備金貸付制度をつくる、④高校、大学、専門学校への進学に対して、給付制の奨学金制度をつくる、⑤保育所の待機児童解消のため、保育所増設と保育士の正規雇用をふやす、⑥専用の学童保育所を両小学校区に新設をする。

以上、6点について町の見解を求めます。

教育次長 議長。

佐々木議長 岩崎教育次長。

教育次長 今村議員の子育て日本一の豊郷を目指してという質問にお答えいたします。1番、2番、5番は私がお答えいたします。3、4については、教育長の方からお答えいたします。

①小中学校の給食費の段階的無料化を進めるということに対しては、今のところ考えてはおりませんが、今年度から地方創生少子化対策事業といたしまして、1人1ヶ月300円の助成を実施いたします。

②保育料は第2子から無料化するということですが、今年度から第2子の保育料は半額になっております。第3子は無料になっております。第2子の無料化に対しては考えてはおりません。

⑤保育所の待機児童解消のため、保育所増設と保育士の正規雇用をふやすに對しましては、保育所の待機児童解消に向けては、前年度に愛里保育園の教室の改修を行いました。一定人数の受け入れができる状況になったものと考えております。また、保育士についても、本年度に採用もいたしておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

教育長 議長。

佐々木議長 横井教育長。

教育長 今村議員のご質問にお答えしたいと思います。

3点目の中学校、高校、大学、専門学校などへの進学時入学準備金貸付制度をつくるということにつきましては、今現在のところ、中学校も含めて考えておりません。

4点目につきましてはの高校、大学、専門学校への進学に対しての給付制の奨

学金制度をつくるということにつきまして、学校では滋賀県から送られてきます奨学金制度の案内を毎年配付しています。また、大学等につきましても、県や各種法人での奨学金制度があり、その周知に努めていますので、現在のところ町独自の奨学金制度は考えておりません。

以上です。

保健福祉課長 議長。

佐々木議長 神辺保健福祉課長。

保健福祉課長 私の方からは、今村議員のご質問のうち、⑥の専用の学童保育所を両小学校に新設することについてのご質問にお答えさせていただきます。

先の3月議会の一般質問でお答えをさせていただきましたとおり、学校施設内での事業実施が子供たちの安全面などを考えたとき適切であろうと考えておりますので、現施設においての取り組みを継続していくように考えております。ご理解のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

佐々木議長 再質問ありますか。

今村議員 はい。

佐々木議長 今村君。

今村議員 それでは、この子育て日本一の豊郷構想というのが、やはり豊郷町が今の豊郷で安心して子育てができるということで、その構想として財源的には平成25年度決算の町基金の総額が約28億7,000万円、町民1人当たり約39万円。この基金の中の財政調整基金が約13億8,000万円。ですから、その財政調整基金から5億円を繰り出して、子育て教育基金として新たな目的基金を設置して、子育て日本一のまちの実現の事業を提案している、そういった中身です。この基金を10年間運用して、運用計画でできる範囲の事業内容を提案させていただいております。

その中で、まず1点目で、小中学校の給食費の段階的無料化。これは、確かに補正でありましたように、地方創生事業で300円、年度末まで払い切った後でしか還付しないというお話がありましたけれども、私が提案させていただいているのは、そういうことではなくて、やはり豊郷の実態から考えて、貧困家庭、また生活困難家庭、また多子家庭、ひとり親家庭、養育児童生徒低所得家庭、こういった人たちに対しては、本来、義務教育は無償です。憲法にそう書かれて、そういった中で、給食も食育として大事な実践なんですね。ですから、私はそういう無料化制度というのは本来、全児童・生徒にして当たり前だと思いますけれども、豊郷の状況でやはり困難な家庭からまずやっていくということは必要だと思います。そのことは、豊郷で決してできない金額ではあり



ません。当初予算の給食費の歳入財源を見てみたらできることです。

それから、第2番目の保育料の無料化のことも、この問題も2子が半額で、3子が無料という話を今していただきましたけれども、もう既に米原市では2子から無料化を始めました。このことは、やはりこれは少子化対策なんですね。やっぱり今、共稼ぎで暮らしていかななくては、子育て世代は本当に生活が大変なんです。その子育て世代に、もう1人目生んだら、もうとても2人目は産めないということでは、ますます人口減少は加速していくわけです。そう思えば、この豊郷町の出生率を上げると、その施策としては子育て環境の改善、充実しかないんです。でも、それは小規模自治体、特にうちの町も入っている、小さくても輝く自治体フォーラム、あれに加入している自治体などは、一定、出生率が上がっていつているんですね。今年も全国の出生率1か2やったと思うんですけど、全然ふえていないんですけどね。でも、そういう中で地方から、豊郷からこうしたら子供はみんな安心して産めるんですよというのを発信していくということが、今の国の間違った子育て支援のいろいろな政策がありますが、それに対するくさびになるわけです。そのことを地方からちゃんと物が言える自治体として、私は実践をしてほしいと思っております。

それで、第2子半額と言いましたが、今年度の第2子の数、半額になっているというその費用、半額の保育料の本年度の収入見込額、幾らか説明してください。

それと、5番とそれから6番の問題を聞きたいんですけども、前年度、保育室の開始をしたので、本年度はそれで人員もふやしたしやっつけているというお話なんですけど、やはり今、子育て家庭で思うのは、年少児、乳児、こういった人たちを、働いて、子供生まれて、やっぱり保育所の入所ができないと、仕事を辞めなくてはいけない、こういう相談が町内でもありました。それをやっぱり改善していくためには、年少クラスを拡充していくことが必要だと思うんです。これからますますふえます、そういう人たちは。そのことを町として先駆的に、先に見通してやっぱりこういう拡充計画を立てる、また同時に学童保育も同じです。子育て世代にとってみれば、学童保育がなかったら、その稼ぎはできません、共稼ぎしている方は。だから、そういうことを念頭に置けば、私は日栄小で今回、教室が足りなくなったから急遽、来年度までに増築だというお話ですけども、そういう増築のときだからこそ、このような保育園、学童保育なども含めた、やっぱり10年先を見通してこういう拡充計画を町として考えていくべきだと思うんです。その場しのぎのそういう増築なんかでは、ほんまにこれからまたその同じことの繰り返しになっていくような気が

するので、抜本的にそういうことを考えるべきじゃないかと思いますが、そういう点はどういうふうに考えているのか説明してください。

それから、奨学金の問題なんですけど、確かに貸与制の奨学金はあります。これは、高すぎる、重すぎる奨学金の返済で、就職してからの暮らしが大変だという説明なんですけど、大体、奨学金は4年生大学で貸与額300万円、最大利率3%として考えると、85万円の利子がついて、それを卒業後6か月目から毎月1万9,000円、それを約17年間支払いをしなくてはならないと、そういうすごい重い奨学金の返済負担があるんですね。そういった中で、大学院生になるともっと貸与額が700万とかになるからもっとすごいんですけども、しかし、厚生労働省が統計で調査した中で、大学卒業後の初年度の平均年収は約200万円、月収に換算すると約16万7,000円です。税金や保険料、家賃や水光熱費などの生活費の上に利子の負担は極めて重い。この奨学金の返済負担は極めて重いと。ところが、この日本学生支援機構に入る奨学金の利子分、これが2014年度で……。

佐々木議長 時間の関係がありますので、簡潔に。

今村議員 354億円なんですけど、この利息収入は銀行や債権回収会社に入っているんですよ。ですから、私がなぜここで給付型の町の奨学金制度を……。

佐々木議長 まもなく30分になりますので。

今村議員 つくってほしいかということの説明しているんです。

佐々木議長 30分以内です。

今村議員 そういうことは、やはり豊郷ではそういう中でも意欲を持って進学して大学まで行きたいという困難な生徒も中にはいるわけです。だから、そのことを踏まえて、豊郷ができる奨学金制度、給付制の奨学金制度はやっぱり豊郷ではやるべきだと思うんですけども。

佐々木議長 30分ですので、終わってください。

今村議員 これについては、答弁をお願いいたします。

佐々木議長 30分です。

教 育 長 議長。

佐々木議長 横井教育長。

教 育 長 今村議員の再質問にお答えしたいと思います。

小中学校の給食費の無料化ということでしたけれど、現在のところ、給食費につきましては電気代やら水道代やら、あるいは修繕費、釜やいろんなものが傷みます。そういうようなもの、さらには人件費とかいうようなこと、ランニングコスト等も含めて町費で賄っていますので、現在のところ無料化という

ものは考えていないというのが実情です。

それから、2子の数ということと、もう1つ、乳児の数等につきましての資料については、ちょっとこちらの方でまだ持っていませんので、また後ほどお知らせしたいと思います。

**今村議員** 委員会のおきに出してください。

**教育長** はい。こちらの方で調べてきます。

そして、3点目、4点目につきましては、いろんなお話をたくさん聞かせていただきましたけれど、現在のところ考えていないというのが実情ですので、お知りおきを願いたい、ご理解いただきたいと、このように思っています。

それから、保育所の年少クラスの確保の今後の見通しということにつきましても、お話をいただきました、ご質問いただきました。そこら辺についても、十分また検討もしていきたいな、考えてもいきたい、このように思っています。

以上です。

**今村議員** 学童保育との施設の拡充の問題は。

**保健福祉課長** 議長。

**佐々木議員** 神辺保健福祉課長。

**保健福祉課長** 再質問いただいたということで、学童の拡充、先ほど答弁させていただいた内容と、今ほど再質問いただいたときに、言っていた内容がよくわからなかったんですけど。

**今村議員** 小学校の増設をするのであれば、そちらの2つも含めた拡充をしてくれという質問だったんですよ。

**保健福祉課長** 申しわけないです。ちょっとその質問が私の方に届いていませんで、申しわけありませんでした。

要はこれからの展望という意味を言っているんですね。これからの展望につきましては、先の子ども・子育て会議の方で、その需要がどのくらいあるかというのが出ております。全体の数字としては、牌が少ないのでぶれはあるかと思いますが、その数字を見てきたところによると、今後、今のランチルームを使うということであれば、面積もクリアできておりますし、条件としては学校の施設の中から動かないということで、子供たちの安全がまず確保できます。そのことを今、優先にさせていただいています。そこが使えないということであれば、議員のおっしゃるように単独の施設等も一から考えるところに出てきますけれども、今はそこを使わせていただくと聞かせていただいているので、現状の中での今後の改善を図っていく部分と考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

佐々木議長 西澤博一君の一般質問を許します。

西澤博一議員 議長。

佐々木議長 西澤君。

西澤博一議員 情報公開の運用現状について。平成16年に豊郷町情報公開条例等の整備がされ、今日に至っております。この制度を利用して情報公開の申請書が利用可能ですが、手続方法並びにどのような情報が開示できるのか、できないのかを町のホームページで図示するなど、わかりやすい説明が必要ではないのかと思います。個人情報保護についても同様であるべきと考えますが、どうですか。

また、情報公開条例、また個人情報保護条例の趣旨、運用等についても答弁を願います。

総務企画課長 議長。

佐々木議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 それでは、西澤議員の情報公開の運用現状についてのご質問にお答えをさせていただきます。

順序が逆になるかもわかりませんが、まず情報公開条例の趣旨、目的でございますが、まず情報公開条例の目的は、地方自治に即した町政を推進するために、町民の知る権利を尊重し、町の有するその諸活動を町民に説明する責務を全うされるようにすることが重要であることに鑑み、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、もって町民との協働による町政の進展に寄与することを目的にして条例がされております。

また、個人情報保護条例につきましては、これも第1条に明記されておりますが、個人情報の適正な取り扱いの確保に関し、その必要な事項を定めるということと、町の実施機関が保有します個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利、利益の保護を図り、もって基本的人権の擁護及び公平化と適正な町政運営に資することを目的としている条例でございます。

この両条例に基づきまして、これまで条例によります開示請求権によりまして、請求があった場合については適正に運用をしているところでございます。

次に、ホームページでの制度なり手続の方法の紹介なりを掲載のご質問でございますが、現状、近隣を見ても、まだこの情報公開等についての掲載がまだまだ少ない現状であると考えております。その理由としましては、特に情報公開につきましては、私どもは実施機関であります、町部局なり議会、

または教育委員会、選挙管理委員会、それに類します機関がございますが、そういった公文書が全て対象になるというのが前提になっておりますので、この分野が広いということで、どれを指して説明するのか、図示化するにしてもこの辺が非常に難しいということで、当然、ホームページに掲載しますと、どうしても法律の条文を使用せざるを得ないということで、その辺、また掲載しましたときに理解がしにくいということもございますので、ホームページでの掲載につきましては、今後、研究をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

佐々木議長 再質問ありますか。

西澤博一議員 はい。

佐々木議長 西澤君。

西澤博一議員 条例等の運用について再質問をさせていただきます。

今、課長が言われたように、町民の知る権利とまた公文書の開示ということであります。今度この質問をさせていただきましたのは、たまたまこの間、彦根市と東近江市にちょっと用事があって寄せてもらったんですわ。すると、1階のところに公文書の開示コーナーというのが目についたもので、ちょっとそこへ寄せてもうたら、いろんなものが開示されておりました。そんなことで、うちの町はどうなのかなと思ってしたところ、うちも図書館に行きましたら、隅っこに二十何年度かの予算書等が設置されて、区の公民館だより等がありました。しかし、あそこでは目につかないかなと、やはりそういうコーナーがないのではないかと思って。今回、町の条例をちょっと調べさせてもらいましたけども、情報公開条例の19条の中でも公文書を検索するための資料作成も一般の利用に供するものとなっているとか、または情報公開の事務要綱の中の5条においては、各実施機関が管理する対象公文書の検索資料を整備し、一般の閲覧に供するものということが載っておりました。第20条においても実施状況の公表とか取り扱いの6条の運用状況とかいうのは、調べていたらそういうものが載っておりました。その中で、うちの町においてもやはり閲覧の資料が整備されている、多分、整備されると思うんですけど、整備されたらやはり町民に閲覧できるようにそういうコーナー等は必要ではないかと思っております。

また、本来は大体、玄関の付近にあります。しかし今、うちの町においては玄関等が狭いので、限られたスペースしかとれないと思うけども、やはりそこら辺は設置されていなかったら、設置されるのがいいのではないかと、私自身は思います。やはり、公文書等ですので町民においても、そういうような関心のある方は閲覧をされて、それについてほかの市のところを見せてもうたら、

有効期間が3年とか5年とか永久とかいろんなもんが書いてありました。そのことについても、うちの町ではそういう公文書の公開コーナーとかそんなものが設置されなければならないかなと思います。

また、昨年度においてやはりそういう開示等があったのかなかったのか。もしあったとしたら何件あったのかお聞きしたいのと、もし設置されるならば、どこへ設置されるか。図書館に設置されるならされるで、それも1つの方法ですけど、やはり町民さんにわかるような状況でなければならないと思います。図書館に行ったときもいろんなところで図書館の職員にお聞きしたら、県の資料もありましたわ。中の方に隠れてあったわ。それだったらそれで、やっぱり皆さんの、町民の目につくところへ置いて、そういうようなことは開示、閲覧できるようにする必要があると思います。その点について答弁を求めます。

総務企画課長 議長。

佐々木議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 西澤議員の再質問にお答えをいたします。

まず、情報公開の中にうたわれておりますのは、公文書でも公表していないものが主でございます。要するに、発刊物、計画書なり図書、県の発行物、こういったものについては、この情報公開条例の規定からは除かれるということになります。ですから、今、提案いただいておりますのは、町が発行したもの、計画書とかいろいろ発行物がありますが、それを住民の皆さんに提供するというスペースでされているということでございますので、直接は公表した場合については、情報公開条例に基づく開示の範囲には含まれないということになりますので、その点まず1点、ご理解をいただきたいと思います。

それと、情報公開の条例に基づきます開示請求でございますが、平成26年度については2件ございました。1件については、補助金に関する国からの通知文書の開示、要するに写しを交付したという状況でございます。それともう1件は、固定資産に係る図面の開示の請求があったということでございます。これが情報公開の開示です。

それと、個人情報の開示につきましては、あまりケースがないんですが、平成25年に1件ございました。これにつきましては、住民票の第三者交付の事案に関する本人からの申し出により、その交付した内容の開示請求ということでございます。

以上でございます。

佐々木議長 再々質問ありますか。

西澤博一議員 はい。

佐々木議長 西澤君。

西澤博一議員 私の言葉足らずやったら、ごめんな。この間、彦根市とかを見たときに、このくらいの厚さで各課の項目とか何年とか書いてあるわけです。この項目だけやって、中身については町民か市民がこれについて開示できませんかという質問なんやけども。こういうことなんやけども。中身云々じゃなしに、今の教育委員会にしても、総務課にしても、いろんところが1つの公開公文書という中にこういうのは開示できますよということは載ってる。それはどうかなということをお聞きしているわけです。

総務企画課長 議長。

佐々木議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 西澤議員の再々質問にお答えします。

申しわけございません。まず、今言われましたのはリストだと思うんです。公文書のリストを公開、どこかのコーナーでされているということだと思います。それについては、当然、今後そういった方向で研究はしていきたいと思えます。ただ、今現在、そういったことを踏まえて、毎年、公文書の登録、また整理等を順次行っております。一定それが終了した段階でリスト表については考えていきたい。ただ、項目が多いということもございますので、その辺も含めて全てをリスト表にするのか、毎年分けてするのかといったことも含めて研究をしてまいりたいと考えております。

佐々木議長 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会します。ご苦労さまでございました。

(午後0時26分 散会)